



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



同時発表：都庁記者クラブ

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和2年9月15日
水管理・国土保全局治水課

『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』を作成・公表！ ～防災まちづくりについて意見募集を実施します！～

首都「東京」において、ハード・ソフト両面から防災まちづくりを強力に推進していくため、令和2年1月に国と東京都の実務者による『災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議』を設立し、これまで3回開催したところです。今般、本連絡会議において、『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』を作成しましたので、公表致します。

つきましては、下記の通り、『災害に強い首都「東京」形成ビジョン』のとりまとめに向けて、国民、企業の皆様から幅広くご意見を募集しますのでお知らせします。

1. 意見募集対象

災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/renrakukaigi/index.html

2. 募集期間

令和2年9月15日（火）～ 令和2年10月14日（水）（必着）

3. その他

詳細については、別紙「意見募集要領」を参照下さい

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局

治水課 企画専門官 中須賀 淳（内線：35565）

課長補佐 山本 浩二（内線：35572）

係長 山崎 幸栄（内線：35585）

代表：03(5253)8111 直通：03(5253)8455 FAX：03(5253)1604

東京都 都市整備局

市街地整備部 工事調整担当課長 高橋 栄二（内線：31330）

市街地整備部 区画整理課 課長代理 長棟 一秀（内線：31331）

代表：03-5321-1111 直通：03(5320)5448

『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』の意見募集について

令和2年9月15日
国土交通省水管理・国土保全局
治 水 課
東京都都市整備局
市街地整備部

首都「東京」において、ハード・ソフト両面から防災まちづくりを強力に推進していくため、令和2年1月に国と東京都の実務者による『災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議』を設立し、これまで3回開催したところです。今般、本連絡会議において、『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』を作成しましたので、公表致します。

つきましては、下記の通り、国民、企業の皆様から幅広くご意見を募集しますのでお知らせします。

意見募集要領

1. 意見募集対象

災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ（令和2年9月）

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/renrakukaigi/index.html

2. 募集期間

令和2年9月15日（火）～ 令和2年10月14日（水）（必着）

3. 意見の提出方法

ご意見は、別添の意見提出様式に、次の①から⑦までを御記入の上、郵送・ファックス・電子メールのいずれかの方法で、下記「4. 提出先」まで提出してください。

- ① 氏名（法人又は団体としての意見提出の場合には、その名称、代表者氏名並びに担当部署及び担当者氏名）
- ② 住所（法人又は団体としての意見提出の場合には、①の担当部署の所在地）
- ③ 電話番号又は電子メールアドレス（法人又は団体としての意見提出の場合には、①の担当者のももの）
- ④ 職業（法人又は団体の場合は記入不要）
- ⑤ 年齢（法人又は団体の場合は記入不要）
- ⑥ 性別（法人又は団体の場合は記入不要）
- ⑦ ご意見（該当箇所のページ及び行を御意見ごとに示した上で、簡潔に記述してください。）

4. 提出先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 あて

- ①郵送の場合：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
(封筒の表面に、『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめに関する意見』と朱書きしてください。)
- ②FAXの場合：03-5253-1604
(件名は『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめに関する意見』としてください。)
- ③電子メールの場合：hqt-tokyo-pubcom@gbx.mlit.go.jp
(件名は『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめに関する意見』としてください。)

5. 注意事項

- ①ご意見は日本語で提出ください。
- ②提出されたご意見とともに、住所（区市町村まで）、職業、年齢及び性別を公表する場合があります。
- ③ご意見を正確に把握する必要があるため、電話でのご意見は受け付けておりません。
- ④ご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ⑤次の項目に該当する内容については無効といたします。
 - ・ 2. に示す期限までに到着しなかったもの
 - ・ 3. に示す意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの
 - ・ 個人や特定の法人又は団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の法人又は団体の財産又はプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の法人又は団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する内容
 - ・ 公序良俗に反する行為又は犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とする内容

6. 閲覧又は資料の入手の方法

インターネットによる閲覧

○災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/renrakukaigi/index.html

国土交通省 水管理・国土保全局

治水課 企画専門官 中須賀 淳（内線：35565）

課長補佐 山本 浩二（内線：35572）

係長 山崎 幸栄（内線：35585）

代表：03(5253)8111 直通：03(5253)8455 FAX：03(5253)1604

東京都 都市整備局

市街地整備部 工事調整担当課長 高橋 栄二（内線：31330）

市街地整備部 区画整理課 課長代理 長棟 一秀（内線：31331）

代表：03-5321-1111 直通：03(5320)5448

(別添：意見提出様式)

『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』に関するご意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(区市町村以下)	
③電話番号			電子メールアドレス
④職業	⑤年齢		⑥性別
⑦ご意見			
中間まとめ 該当箇所		内容 (中間まとめの該当箇所ごとに簡潔に記述してください)	
頁	行		

1
2
3
4
5
6
7
8
9

10 災害に強い首都「東京」形成ビジョン

11
12
13
14

15 中間まとめ

16
17
18
19
20
21

22 令和 2 年 9 月

23
24
25
26
27
28
29

30 災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議

31
32

1
2
3
4 目 次
5
6
7
8

1 はじめに

9
10 2 首都「東京」の災害リスク

11 3 これまでの取組と課題

12 3.1 水害対策

13 3.2 地震対策

14 4 災害に強い首都「東京」の形成に向けた基本的な考え方

15 4.1 水害対策

16 4.2 地震対策

17 5 災害に強い首都「東京」を形成するための具体的な取組方策

18 5.1 水害対策

19 5.2 地震対策

20 6 おわりに

21

22

23

24 委員名簿

25

26

27

28 事務局

29

30

31 検討経緯

32

33

34

1 1 はじめに

- 2
- 3 ○ 我が国の社会経済活動の中心である首都「東京」は、都市機能が高度に
- 4 集積する一方、海面水位より低い地域等に市街地が形成され、また密集
- 5 市街地が広がるなど、洪水・地震等の自然災害に対するリスクが極めて
- 6 高い地域である。
- 7 ○ 水害については、令和2年7月豪雨、令和元年東日本台風等、近年、毎
- 8 年のように全国で甚大な被害が発生している。万が一、荒川や江戸川等
- 9 が決壊した場合には、いわゆるゼロメートル地帯等を中心に、広域で長
- 10 期間に渡る壊滅的な被害が想定されている。
- 11 ○ また、地震災害については、首都直下地震の発生確率が今後30年間で
- 12 約70%と、極めて危険性、切迫性が高まっており、特に区部木造住宅密
- 13 集地域で、建物倒壊や焼失などによる大きな被害が発生することが想定
- 14 されている。
- 15 ○ これらの自然災害が、首都「東京」でひとたび発生すると、多くの人命
- 16 が失われるとともに、社会経済活動が麻痺し、ひいては我が国全体や世
- 17 界全体に影響を及ぼすおそれがある。
- 18 ○ これまで、このような洪水・地震等に備えて、堤防や洪水調節施設等
- 19 の整備、住宅の不燃化・耐震化、防災生活道路の整備等のハード対策に
- 20 加えて、避難対策等のソフト対策を着実に進めてきているものの、今後、
- 21 地球温暖化に伴う気候変動による降雨量の増大、平均海面水位の上昇等
- 22 や、首都直下地震の発生確率の増加等を踏まえると、東京の災害リスク
- 23 はますます高まる。
- 24 ○ さらに、今年、新型コロナウイルス感染症により、経済活動等に未曾有
- 25 の影響が生じているが、このような状況下で大規模災害が発生すると、
- 26 感染症との複合災害になり、国民・都民の生活や社会経済活動は混迷を
- 27 極めることが容易に想像できる。
- 28 ○ まさに今、国民・都民の命と暮らしを守り、首都「東京」を守り、そして
- 29 厳しい国際都市間競争にも対応できる抜本的な防災・減災対策を、水
- 30 害対策、地震対策の両面で考える必要性に迫られている。
- 31 ○ このような認識のもと、昨年、国土交通大臣と東京都知事が防災まちづ
- 32 くりの先進地域である高規格堤防整備と市街地再開発を一体的に実施
- 33 した江戸川区小松川地区を合同で視察した。
- 34 ○ これをきっかけとして、首都「東京」において大規模洪水や首都直下地
- 35 震等により壊滅的な被害の発生を回避できるよう、ハード・ソフト両面
- 36 から防災まちづくりを強力に推進するため、国と東京都が一緒になって
- 37 「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」を今年1月に設置
- 38 し、これまで3回開催した。

- 1 ○ 今般、まちづくり施策の中心的な役割を果たす特別区の意見も聞き、
- 2 東京の実情を踏まえた防災まちづくりを強力に推進するための基本的
- 3 な考え方や具体的な方策について、中間まとめを行った。

1 2 首都「東京」の災害リスク

2 (東京のまちづくり)

- 3 ○ 日本の首都「東京」は、徳川家康の入府以降、近世都市として形成され
4 た江戸が基礎になっている。
- 5 ○ 徳川家康は江戸に入府すると、物資の運搬のために小名木川等を開削す
6 るとともに、低湿地であった日比谷入江や豊島洲崎の埋め立てなどを行
7 い、市街地が江戸城周辺から主に隅田川の西側に形成された。
- 8 ○ この埋め立てには神田山を削った土が使われ、あわせて、この掘削によ
9 り神田川（お茶の水渓谷）が開削され、江戸の市街地で頻繁に氾濫して
10 いた平川（現在の日本橋川）が付け替えられ、江戸の市街地に洪水が流
11 れ込むことを減らした。
- 12 ○ また、関東平野の南部（越谷市付近）で合流して東京湾に注いでいた利
13 根川と荒川を、利根川については数次にわたる付け替え工事を行い太平洋に注ぐように付け替え（利根川の東遷）、また荒川については熊谷市で
14 新川を開削し、入間川の支川と合わせ隅田川に合流させ、東京湾に注ぐ
15 よう流路を変えること（荒川の西遷）により、利根川と荒川を分離させ
16 るなど、現在の利根川、荒川の骨格を形成した。
- 17 ○ さらに隅田川沿いに日本堤と隅田堤を築造し、堤防が漏斗状に狭窄部を
18 形成することにより、日本堤の上流側を氾濫地帯として、洪水時には上
19 流で氾濫（遊水）させることにより、江戸の街を守るようにした。
- 20 ○ 明暦 3（1657）年に「明暦の大火」と呼ばれる火災が発生し、江戸に甚大
21 な被害が発生した。これを含む度重なる火災に対し、御三家屋敷等を移
22 転させ火除地（延焼防止のための空き地）を設けるとともに、上野広小
23 路等の新設、町人地の町割りの策定、両国橋の設置など、様々な防火対
24 策等を行われた。これらにより、隅田川の東側にも市街地が広がり、江
25 戸全体の大まかな骨格が完成した。
- 26 ○ 明治に移り、江戸が近代都市・東京へと変化していく中で、様々な課題
27 に対し、衛生環境の確保や、防災への対応、広い幅員の道路整備等を進
28 めていく必要が生じ、明治 21（1888）年に「東京市区改正条例」、明治 22
29 （1889）年に「東京市区改正設計」が作成され、道路・河川・橋梁・鉄
30 道・公園等からなる計画が策定され、途中、計画修正を経ながら、整備
31 を進めた。
- 32 ○ 大正 8（1919）年には「都市計画法」と「市街地建築物法」を公布し、東
33 京においても、人口急増等にも対応するよう、市区改正による街路整備
34 に追記する形で新たな計画を示した。
- 35 ○ 大正 12（1923）年、関東地方にマグニチュード 7.9 の大地震が発生し、
36 東京の 73.4% の世帯が罹災し、市域面積の 44%、約 3,465ha が大火によ
37 り焼失した。このため、近代的な都市計画手法を初めて取り入れた復興
38 計画を作成し、主に焼失地域において、街路、橋梁、河川、運河、公園
- 39 40

1 および土地区画整理等の事業を行った。土地区画整理事業は、一部の強
2 硬な反対を受けつつも国と東京市により大規模に実施し、施行面積は東
3 京の焼失面積の約9割、およそ3,117ha余に及んだ。これらにより、今日
4 の東京にもつながる社会資本が整備された。

- 5
- 6 ○ また、明治29（1896）年には洪水氾濫防御を主たる目的とする「河川法」
7 が制定された。
 - 8 ○ 明治43（1911）年8月の洪水では隅田堤が決壊するなどにより、約27万
9 戸が浸水、約150万人が被災するなどの大水害が発生した。これを契機
10 に隅田川の抜本的な治水対策を実施することになり、当時から隅田川の
11 沿川は市街地として相当発展し、川幅を広げることは困難であり、また
12 蛇行していたため、河川を直線化するだけでも相当な労力を要することが
13 予測されたことから、北区岩淵地点から河口までに至る約22kmの荒
14 川放水路事業に着手し、昭和5（1930）年に完成した。現在では大都市に
15 おける貴重なオープンスペースとして、多くの人々の憩いと安らぎの場
16 となり、動植物の生息・生育・繁殖の場にもなっている。
 - 17
 - 18 ○ 太平洋戦争がはじまり、昭和20（1945）年になると連日の空襲が東京の
19 街を焼きつくし、被災面積は都区部の28%、195km²に及ぶなど、関東大
20 震災から20年足らずで再び壊滅状態に陥った。このため「東京戦災復興
21 都市計画」を決定し、途中、大幅な縮小見直しも行われたが、これによ
22 り整備された東京のインフラは、現代の東京の基礎となっている。
 - 23 ○ その後も、高度経済成長、昭和39（1964）年東京オリンピックなど、め
24 まぐるしい変化の中で市街地の拡大と都市基盤や治水施設の充実を図り
25 続けることにより、現在では、東京は、都市機能が高度に集積し、950万
26 人（区部）を超える多くの人が暮らし、また都内GDPは100兆円を超え、
27 国内最大の産業都市として日本経済を牽引するだけでなく、世界経
28 濟の牽引役の一翼も担う都市となっている。

29

30 （大規模災害の危険性、切迫性の高まり）

- 31 ○ 我が国は自然災害に対して脆弱な国土条件にあり、近年も大規模災害が
32 頻発している。
- 33
- 34 ○ 洪水については、令和2年7月豪雨、令和元年東日本台風だけでなく、
35 平成30年7月西日本豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成28年8月
36 台風第10号、平成27年9月関東・東北豪雨など、近年、毎年のように
37 大規模水害が発生している。
 - 38 ○ 令和元年東日本台風では、多数の地点で観測史上最大の降雨量を観測し、
39 戦後最大規模を超える洪水等により142箇所で堤防が決壊し、約9万棟
40 の家屋が被災するなど、未曾有の浸水被害が発生した。東京でも、多摩

1 川等で浸水被害が発生したものの、利根川、荒川においては上流の荒川
2 第一調節池や八ッ場ダムなどの洪水調節施設が機能を発揮し、大規模水
3 害の発生はぎりぎりのところで回避された。

4 ○ 平成30年7月西日本豪雨については、気象庁が「地球温暖化に伴う水蒸
5 気量の増加の寄与もあった」とし、初めて個別災害について地球温暖化
6 の影響に言及した。地球温暖化に伴う気候変動が水害に及ぼす影響につ
7 いて、IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）や社会資本整備審議
8 会などから何度も懸念が示されていたが、すでに顕在化しているようだ
9 ある。

10 ○ また、専門家からなる「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」
11 における検証において、産業革命以前と比べて世界の平均地上気温が 4°C
12 上昇した場合は、20 世紀末と比べて 21 世紀末には、全国の一級水系で
13 治水計画の対象とする降雨量の変化倍率が約 1.3 倍、治水計画の目標と
14 する規模の洪水の流量の平均値は約 1.4 倍になり、洪水の発生頻度の平
15 均値は約 4 倍と試算された。また、産業革命以前と比べて世界の平均地
16 上気温を 2°C に抑えるシナリオ（パリ協定が目標としているもの）でも、
17 20 世紀末と比べて 2040 年頃には、全国の一級水系で治水計画の対象と
18 する降雨量の変化倍率が約 1.1 倍、治水計画の目標とする規模の洪水の
19 流量の平均値は約 1.2 倍になり、洪水の発生頻度の平均値は約 2 倍と試
20 算された。

21 ○ 地震については、震度 7 を記録した平成 23 年東日本大震災、平成 28 年
22 熊本地震、平成 30 年北海道胆振東部地震など、大規模な地震が日本全国
23 で発生している。

24 ○ 東京に甚大な影響を及ぼすおそれが高い「首都直下地震」については、
25 今後 30 年以内にマグニチュード 7 クラスの首都直下地震が、70% 程度の
26 確率で発生すると予測されている。

27 ○ 地球温暖化が確実視され、巨大地震が切迫しており、大規模災害の発生
28 の危険性、切迫性が高まっている。

29 (大規模災害に対する東京の脆弱性)

30 ○ 東京の東部地域（荒川等の下流域）は、明治期以降の工業地帯としての
31 発展に伴い、地下水の汲み上げ等を原因とする地盤沈下が発生した。こ
32 れにより江東区南砂で累積沈下量が約 4.5m にもなるなど、広範囲でいわ
33 ゆるゼロメートル地帯（海面水位以下の土地）が出現することとなった。

34 ○ このようなゼロメートル地帯等を流れる荒川や江戸川、隅田川等にお
35 いて大規模氾濫が発生した場合には、短時間で広範囲に人口集中地域が浸
36 水するとともに、氾濫流の影響により多数の家屋倒壊等の被害発生が想
37 定されている。また、ゼロメートル地帯等では流入した氾濫水が自然に

1 は排水されず、広範囲で浸水が 2 週間以上継続し、電気、ガス、上下水
2 道、通信などライフラインの長期停止も想定され、孤立した場合に生活
3 環境の維持や避難生活が困難な状況となる。

4 ○ さらに、洪水浸水想定区域内には地下鉄・地下街などの地下空間や東証
5 一部上場の大手企業の本社、銀行及び証券・商品先物取引企業が多く存
6 在することから、地下空間における人的被害の発生や地下鉄機能の麻痺、
7 さらには我が国全体の経済活動への波及的影響も懸念される。

8 ○ 荒川の浸水想定区域（東京都）は約 190km²に及び、約 312 万人が居住し
9 ている。また、荒川の堤防が右岸 21km（東京都北区）で決壊すると、氾
10 濫水は大手町、丸の内、有楽町等の都心部に達するなど、広域かつ深い
11 浸水となり、浸水面積は約 98km²、浸水区域内人口は約 126 万人に及ぶ。
12 また、浸水区域のほぼ全域で 2 週間以上浸水が継続し、例えば電力では、
13 東京都 13 区等で停電が発生し、約 111 万軒に停電被害の発生が想定され
14 るなど、ライフラインが長期にわたり停止し、社会経済への甚大な影響
15 が発生する。旅客鉄道では JR 路線で 22 路線、JR 以外の路線で 3 路線に
16 おいて鉄道運行に影響を及ぼすと想定され、地下鉄では 17 路線、100 駅、
17 延長約 161km で浸水が想定され、堤防決壊後 12 時間後には大手町駅な
18 どの都心部の地下の駅が浸水すると想定される。

19 ○ また、想定規模以上の地震によって堤防が沈下・崩落した場合、洪水等
20 とは無関係に大水害に至るおそれもある。

21 ○ JR 山手線外周部を中心とした地域において、戦後の復興期から高度経済
22 成長期において東京へ人口や産業が集中する中で、都市基盤施設が十分
23 整備されないまま、市街化及び高密化が進行したことなどにより、木造
24 住宅密集地域が広範に形成された。

25 ○ これらの地域の建築物は更新時期を迎えており、狭い道路や行き止
26 まり道路、狭小敷地や無接道敷地が多いこと、権利関係が複雑なこと等
27 によって、建替えが進みにくい状況にある。

28 ○ また、一部の地域では人口減少や高齢化の進行、建替え意欲の減退等に
29 より老朽木造建築物の更新が進んでいない点も課題となっている。こう
30 した地域の中には、住宅戸数密度が引き続き高い地域もあり、空き家の
31 増加も懸念される。

32 ○ 首都直下地震が発生すると、震度 6 強以上の強い揺れの地域では、特に
33 木造住宅密集地域において、老朽化が進んでいたり、耐震性の低い木造
34 家屋等が多数倒壊することなどにより、家屋の下敷きによる死傷等、多
35 数の人的被害が発生する。

36 ○ さらに地震発生直後から、火災が連続的、同時に多発し、地震に伴う大
37 規模な断水による消火栓の機能停止、深刻な交通渋滞による消防車両の
38 アクセス困難、同時多発火災による消防力の分散等により、環状 6 号線
39 から 8 号線の間をはじめとして、木造住宅密集地域が広域的に連担して

- 1 いる地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定される。
- 2 ○ 冬の夕方、風の強いときに首都直下地震が発生すると、死者最大約 13,000
3 人、建物被害約 33 万棟といった甚大な被害が発生することが想定されて
4 いる。
- 5 ○ このほかにも広域的な停電の発生、通信規制、断水等のライフラインの
6 長期停止、交通施設の途絶などが発生する。
- 7 ○ このような洪水、地震等による大規模災害が発生すると、高度に集積した
8 我が国の政治、行政、経済の中枢機能に障害が発生し、我が国全体の
9 国民生活や経済活動に支障が生じるほか、海外にも影響が波及することが
10 想定される。
- 11 ○ このため、喫緊の課題であるゼロメートル地帯等の水害対策や、木造住
12 宅密集地域の地震対策として不燃化を中心に検討を進めた。
- 13
- 14
- 15

1 3 これまでの取組と課題

2 3.1 水害対策

3 (これまでの取組)

- 4 ○ 徳川家康の江戸入府以来、利根川の東遷・荒川の西遷、隅田川での漏斗
5 状の堤防整備など、洪水を江戸から遠ざけるとともに一部地域で洪水を
6 沔濫（遊水）させ、下流の江戸の市街地の水害リスクを低減させる取組
7 が進められてきた。
- 8 ○ 明治期に入り、堤防の整備、河道の整正・掘削などが各地で進められる
9 とともに、荒川放水路の開削（明治 43（1911）年～昭和 5（1930）年）
10 に加え、江戸川放水路の開削（大正 5（1916）年～大正 8（1919）年）や
11 新中川の整備（昭和 13（1938）年～昭和 38（1963）年）など、抜本的な
12 治水対策が行われた。
- 13 ○ また、下流に流れる洪水流量を調節するため、利根川の上流部では藤原
14 ダムやハッ場ダムなどの整備、荒川の上流部では二瀬ダム、滝沢ダムな
15 ど、中流部では広大な高水敷を活用した荒川第一調節池が整備された。
16 また都内においても神田川・環状七号線地下調節池等の洪水調節池が整
17 備された。
- 18 ○ さらに、利根川水系及び荒川水系において、「既存ダムの洪水調節機能の
19 強化に向けた基本方針」に基づき、利水ダムも含めた治水協定が令和 2
20 年 5 月に合意された。
- 21 ○ また、急激な都市化に伴う洪水流出量の増大等に対して、治水施設の整
22 備のみならず、流域の土地利用計画等と連携を図る総合治水対策が、新
23 河岸川、中川・綾瀬川、神田川などで進められ、流域対策として雨水流
24 出抑制施設の整備が促進されている。
- 25 ○ 明治期以降の地盤沈下に伴い河川の堤防も沈下した。一方で海面に支
26 配されるゼロメートル地帯の河川水面の高さは変わらないため、相対的
27 に治水安全度は大幅に低下し、浸水時の被害は拡大、深刻化した。このた
28 ため荒川、隅田川、江東内部河川等の堤防について順次嵩上げを実施し
29 た。しかし、特に江東内部河川の堤防（護岸）は度重なる嵩上げにより
30 極めて脆弱化し、地震時の崩落による水害の危険性が高まった。このた
31 め、江東デルタ地帯を概ね東西に二分し、地盤が特に低く、船舶などの
32 河川の利用も少ない東側区域の河川は、平常時水位を低下する内水低下
33 方式により整備が行われた。隅田川とは北十間川樋門、扇橋閘門で縁を
34 切り、木下川排水機場と小名木川排水機場によって荒川に排水すること
35 により、A.P.-1.0m を保っている（荒川の平常時の水位は概ね A.P.+2.1～
36 0.0m）。
- 37 ○ また地震により堤防の沈下・崩落や排水機場等の施設が機能停止すると、
38 沈下・崩落した箇所から洪水時等のみならず平常時も河川水が浸入した
39 り、排水できないことによる浸水の発生・長期化のおそれがある。この
40 り、排水できないことによる浸水の発生・長期化のおそれがある。この

ため、堤防や排水機場等の河川管理施設の耐震化を進めている。

- ゼロメートル地帯等の低平地において、ひとたび堤防が決壊すると、多くの人命が失われ、壊滅的な被害につながるおそれがあることから、荒川や江戸川等の国管理河川において、堤防の決壊を回避するために、通常の堤防と比較して堤防の幅を高さの 30 倍程度とする幅の広い高規格堤防の整備を進めている。
- 高規格堤防は、耐越水、耐浸透、耐侵食といった機能を有し、現時点において、越流による決壊を防ぐ効果を持つ唯一の整備手法であり、一連区間のうち一部区間が整備された場合や基本的な断面形状が完成していない場合においても、整備箇所の堤防の安全性が格段に向上し、氾濫時には周辺住民等の緊急的な避難場所や様々な活動拠点として機能とともに、良好な住環境が提供されるなど治水上の効果を含めた多様な効果が発揮される
- 隅田川等の東京都管理の 5 河川については、大地震に対する安全性と水辺環境の向上を図るため、スーパー堤防や緩傾斜型堤防の整備を進めている。整備にあたっては、沿川の再開発事業等のまちづくりと一体的に事業を行うとともに、先行してテラスを整備し、ジョギングや水辺の散策など、広く都民の方に親しまれている。
- またソフト対策として、河川管理者においては、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表している。また、「川の防災情報」や「川の水位情報」等のサイトを公開し、洪水時の河川の水位情報やライブ映像等を一体的に発信している。
- 地方公共団体等においては、洪水浸水想定区域図をもとに、洪水時の住民の円滑な避難の確保を図るための情報を記載したハザードマップを作成し、周知するとともに、防災訓練等を実施するなど、地元住民の意識啓発に努めている。
- また、学校・公共施設の上層階に避難スペースの整備・確保を進めるとともに、遠方に避難をする時間的余裕がない場合に、生命を守るために中高層建築物に、緊急的・一時的に避難をすることができるよう、浸水をしないフロアがある施設を緊急避難の建物として指定を進めている。
- 荒川下流域では、平成 27 年 5 月に北区、板橋区、足立区を対象とした全国初の本格的なタイムラインをとりまとめ運用し、平成 29 年からは対象エリアを関係する全ての市区に拡大して運用を行っている。
- また、江東 5 区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）は大規模水害が発生すると、ほとんどの地域が水没し、人口の約 9 割以上の 250 万人が浸水する。2 週間以上浸水が引かず、区内にとどまることは危険

1 であるため、江東 5 区を出て、標高が高い地域や浸水のおそれがない地
2 域へ避難（広域避難）する「江東 5 区広域避難計画」を平成 30 年 8 月に
3 5 区が共同で策定した。

4 ○ 大規模水害の発生の可能性がある場合、250 万人の住民が一斉に広域避
5 難しようとすると大混雑・大渋滞が発生することから、江東 5 区共同で
6 3 日前（72 時間前）から検討を開始し、48 時間前に自主的広域避難情報、
7 24 時間前に広域避難勧告、9 時間前に域内垂直避難指示（緊急）を発表
8 することとしている。

9

10 (課題)

11 ○ 東京を流れる河川においては、古くから堤防や洪水調節池等の治水施設
12 の整備を進めてきているものの、ゼロメートル地帯を貫流する荒川にお
13 いて、河川整備の最終目標である年超過確率 1/200 の洪水に対し、概ね
14 30 年の整備の目標が年超過確率概ね 1/100 であるカスリーン台風と同規
15 模の洪水が発生しても災害の発生の防止を図ることとしている。またゼ
16 ロメートル地帯等を守る高規格堤防については、荒川で 12%、江戸川で
17 8.4% の整備にとどまるなど、治水施設の整備は未だ途上である。

18 ○ また、整備完了後であっても施設の能力を上回る洪水等が発生するおそ
19 れがあり、さらに気候変動により、産業革命以前と比べて世界の平均地
20 上気温を 2°C に抑えるシナリオでも、洪水の流量は約 1.2 倍、発生頻度は
21 約 2 倍と試算されている。

22 ○ 施設の能力を上回る洪水が発生し、堤防が決壊すると、荒川、江戸川等
23 の洪水浸水想定区域内に約 315 万人の都民が暮らし、民間企業等も多く
24 位置するゼロメートル地帯等では、広範囲が浸水し、また 2 週間以上浸
25 水が継続することとなるが、域内の避難場所等は不足し、また建物等の
26 浸水しない上階に垂直避難したとしてもライフラインの長期停止により
27 生活環境の維持が困難な状況に陥る。また、様々な企業等が浸水し、経
28 濟活動が停滞することとなる。

29 ○ 江東 5 区においては広域避難の取組を開始したところであるが、令和元
30 年東日本台風を受け、広域避難の実施について、公共交通機関の早期計
31 画運休の定着による移動手段の確保の問題や、広域での被災が予測され
32 る場合の避難先を示すことの難しさなど、多くの課題が明らかになった
33 ところである。

34 ○ このような事態に備え、超過洪水対策としての高規格堤防の整備や、大
35 規模水害時の広域避難の検討などを進めているものの、大規模氾濫に対
36 して安全なまちづくりの全体像や対策は明確になっていない。

37 ○ また、例えば、平成 28 年度に東京商工会議所が会員企業に対して行った
38 アンケート調査によれば荒川右岸低地氾濫の被害想定の認知度は 28% 同
39 年度に中央防災会議洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討 WG が
40 20 歳以上の江東 5 区居住者に対して行ったインターネット調査によれば

1 大規模水害時に自宅にとどまった場合、ライフラインが途絶した環境で、
2 数週間から数か月の滞在を強いられる可能性があることの認知度は 31%
3 にとどまるなど、大規模水害時に発生する事態やその影響など、水害リ
4 リスクについての認識が十分でない。

5

6

7 3.2 地震対策

8 (これまでの取組)

- 9 ○ これまで東京都は、震災対策条例に基づき、「防災都市づくり推進計画」
10 を策定し、震災の予防や震災時の被害拡大を防ぐ取組を推進してきた。
11 ○ 具体的には、震災に強い安全で良質な市街地を形成するため、以下のと
12 おり、建築物の不燃化や、道路・公園の整備などを促進している。
13 ○ 老朽建築物の共同建替えを支援することで、不燃化を促進し、居住環境
14 を向上させる。
15 ○ 公園や緑地を整備することで、防災活動拠点の確保や火災の延焼防止、
16 居住環境の向上を促進する。
17 ○ 道路拡幅や電線類の地中化などの道路の整備を行うことで、消火・救援
18 活動を円滑化するとともに、災害時の避難道路を確保する。
19 ○ 細街区の整備を行うことで、消火・救援活動の円滑化や行き止まりの解
20 消、建替えの条件を確保する。
21 ○ その結果、整備地域※の不燃領域率※は、平成 18 (2006) 年の 56.2%から
22 平成 28 (2016) 年には 61.9%に向かっている。
23 ○ また、震災に対するソフト対策として、以下のとおり都民の意識啓発な
24 どを実施している。
25 ○ 都民の意識啓発として、地域危険度の測定公表、不燃化セミナー、ホー
26 ムページへの動画公開などを実施している。
27 ○ 震災時に拡大する火災から住民を安全に保護するため、区部の避難場所
28 ※を 213 か所指定している。
29 ○ 避難場所等を東京都防災アプリ内「防災マップ」で配信している。
30 ○ 防火水槽の整備や、住民による消火栓などを活用した防災訓練により、
31 地域の防災力を向上させている。

32 ※ 整備地域：震災時に特に甚大な被害が想定される地域

33 ※ 不燃領域率：市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況
34 から算出し、不燃領域率が 70%を超えると市街地の焼失率はほぼゼロになる。

35 ※ 避難場所：大地震に伴って発生し得る大規模な市街地火災のふく射熱に対して安全な面積が確保
36 され、避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設がない、公園、グラウンド、緑地、耐火
37 建築群で囲まれた空地等で、住民等が避難できる安全な場所

38

39 (課題)

- 40 ○ 無接道敷地、敷地狭小、権利関係の複雑さ等により建替えが進まない街
41 区がある。
42 ○ 住宅所有者や賃貸人が高齢者の場合、経済的事情、建替え意欲の減退、

- 1 高齢者を理由とする入居制限等から建替えが進んでいない。
- 2 ○ 新築や建替えが行われても不燃化が進まない場合がある。
- 3 ○ ブロック塀や電柱の倒壊により災害時の消火・救援活動に支障をきたす
- 4 生活道路がある。
- 5 ○ 複雑化する権利者のニーズや、マンパワー不足等により、行政のみによる
- 6 取組に限界が生じている。
- 7 ○ 木造住宅密集地域の解消では、防災性の向上とともに良質な街並みの住
- 8 宅市街地とする視点も必要である。
- 9 ○ 地域での消火や避難などの総合的な地域防災力を引き続き向上させる必
- 10 要がある。
- 11
- 12

1 **4 災害に強い首都「東京」の形成に向けた基本的な考え方**

- 2 ○これまで水害対策として堤防や洪水調節施設等の整備、地震対策として
3 建築物の耐震化の促進など、それぞれにおいて様々な施策に取り組んで
4 きたところであるが、近年の大規模災害の危険性、切迫性の高まりや、
5 首都「東京」ならではの想定被害の甚大さを踏まえると、点や線での対
6 策に加え、面的な対策としての「防災まちづくり」の一層の推進を図る
7 必要がある。
- 8 ○また、災害リスクの高まりだけでなく、人口減少・超高齢化、都市基盤
9 や建物等の老朽化・陳腐化の進行など、様々な課題に直面しており、こ
10 れらにも対応したまちづくりが求められている。
- 11 ○一方で、東京の市街地は高密度、高層に形成されており、面的に対策を
12 進めるにあたっては、関係する住民や地権者、民間企業等が極めて多い。
- 13 ○このため、住民等に対し、災害リスク等の周知を、様々な機会を活用し
14 て丁寧に進めるとともに、非日常的な「防災」だけでなく、日常として
15 の「生活環境」、「自然環境」及び「都市経営」などの多様な観点も含め
16 たまちづくりに関する情報提供等の啓発活動を行い、まちづくりの機運
17 を高めることが必要である。
- 18 ○また、まちづくり協議会等への積極的な参画・支援等を通じ、地元住民
19 との協働により、各種の事業や規制・誘導策の展開を図ることにより、
20 安全で安心、かつ魅力的なまちづくり、すなわち「防災“も”まちづくり」
21 を推進することが必要である。

22
23 **4.1 水害対策**

- 24 ○堤防や洪水調節施設等の治水施設の整備は途上であるにもかかわらず、
25 気候変動により降雨量や洪水流量の増大、洪水の発生頻度の増加、平均
26 海面水位の上昇等により水害リスクが増加する。このため、治水施設の
27 整備を加速化させ、治水安全度の向上、大規模氾濫の発生リスクの低減
28 を図り、少しでも安全な市街地にする。
- 29 ○また、海面水位よりも低いゼロメートル地帯では、地震による堤防沈下・
30 崩落等により、洪水等の発生とは無関係に大水害が発生するおそれがあ
31 ることから、堤防や排水機場等の治水施設の耐震・耐水化を推進する。
- 32 ○一方で、治水施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水
33 は必ず発生し、万が一、多くの人が暮らすゼロメートル地帯等で堤防が
34 決壊すると、広範囲で浸水が発生し、2週間以上浸水が継続することに
35 なる。
- 36 ○このため、川沿い（沿川）ではまちづくりと一体で、越水しても堤防が
37 決壊せず浸水時の緊急的な避難高台にもなる高規格堤防を整備するとともに、公園等を高台化するなど様々な手法を用いて、高台づくりを進め
38 る。また、域内においても命の安全が確保でき、ライフラインが長期停
39
40 止する。

止しても最低限の避難生活水準が確保できる避難スペースの整備・確保を進める。さらに、浸水発生時であっても、社会経済活動が長期に完全停止することなく、一定程度継続することができる建物群を整備する。

- これらにより線的・面的につながった高台・建物群を創出し、「高台まちづくり」を推進する。
- また、広域避難のあり方についての検討を引き続き行うとともに、垂直避難により孤立した避難者の迅速な救助、社会経済活動の早期の復旧、さらには広域避難対象者を減らすよう、排水対策の強化に努める。

4.2 地震対策

- 安全で良質な市街地を形成するため、防災生活道路等の基盤整備、建築物の不燃化・耐震化、共同化、防災活動拠点の整備、計画的な土地利用などにより、市街地の状況に応じた防災性の向上を図ることが必要である。
- このため、整備地域においては、引き続き延焼遮断帯で囲まれた防災生活圏を基本的な単位として、防災の観点から市街地整備の優先度を位置付け、地域の特性に応じて事業や規制・誘導策を効果的に組み合わせて、展開していく。
- また、木造住宅密集地域では、地区計画等による敷地面積の最低限度の設定や市街地状況に応じた防火規制を促進していく。
- 加えて、これらの取組に併せて、地域の特性を生かした魅力的な街並みの住宅市街地への再生、緑化の促進などにも取り組んでいく。
- さらに、総合的な地域防災力の向上を図るため、防火防災訓練の推進や新たな消防水利の確保、避難場所の確保の取組も進める。

1 5 災害に強い首都「東京」を形成するための具体的な取組方策

2 5.1 水害対策

3 5.1.1 堤防、洪水調節施設等の整備・強化の推進

- 4 ○ 気候変動により激甚化・頻発化する水害から、国民・都民の生命と暮らしを守るために、河川管理者等が主体となって行う治水施設の整備等をこれまで以上に推進する。

7 1) 洪水調節施設の整備の推進

- 9 ○ 荒川第二、第三調節池の整備を令和12年度の完成目標に、藤原・奈良俣再編ダム再生事業を令和4年度の完成目標に推進する。
- 10 ○ 思川開発事業を令和6年度の完成目標に推進する。
- 12 ○ 利根川水系及び荒川水系において、令和2年5月に合意された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、利水ダムを含む既設ダムの利水容量の一部を洪水調節に活用する。
- 15 ○ 環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）や城北中央公園調節池などの整備を令和7年度の新規稼働目標に推進する。さらに、令和12年度までに総容量150万m³の新たな調節池の事業化に向け検討を進めめる。

19 2) 橋梁架替、橋梁部周辺対策の推進

- 21 ○ 京成本線橋梁架替事業を早期完成に向けて推進する。また、関係区においては、連携して事業の必要性の住民理解促進に取り組む。
- 23 ○ JR東北本線橋梁部周辺対策を早期完成に向けて推進する。

25 3) 堤防等の治水施設の整備・強化や流域対策（貯留・浸透施設の設置）の推進

- 27 ○ 荒川や江戸川等において、堤防整備や河道掘削、河川管理施設の耐震化等、治水対策を推進する。
- 29 ○ 神田川や石神井川など中小河川の護岸整備等を進めるとともに、隅田川や中川などの堤防や水門、排水機場等の耐震・耐水化を推進する。
- 31 ○ 貯留浸透施設の設置を補助金等により促進しており、長期的には、時間10ミリ降雨相当の雨水流出抑制を目標としている。また、区市の自主的かつ計画的な流域対策を進めるため、対策量の努力目標値の設定を促し、進捗状況を見える化し、毎年公表していく。

36 4) 水防活動の確実な実施

- 37 ○ 水防管理団体（沿川区）において、前述の局所的に堤防が低い橋梁部の周辺区間などの重要水防箇所（国管理河川）や水防上注意を要する箇所（都管理河川）などで水防活動を確実に実施する。特に、局所的に堤防が低い橋梁部分の周辺区間で土嚢等の事前準備を進める。

1 5.1.2 高台まちづくりの推進（線的・面的につながった高台・建物群の創出）

2 ○ 治水施設の整備を加速化させるものの、施設では防ぎきれない大洪水
3 等が発生し、大規模氾濫が発生しても、命の安全・最低限の避難生活水
4 準が確保され、さらには社会経済活動が一定程度継続することができるよう、まちづくりを担う地方公共団体等と河川管理者が一体となって、避難に関する計画等も考慮しつつ、高台まちづくりを推進する。

7 1) 計画策定による誘導

8 ① 河川整備計画に高規格堤防（国）、スーパー堤防（都）の施行の幅を明
9 示（区域の明示）

10 ○ 高規格堤防は、地方公共団体等による土地区画整理事業等や民間事業者等によるマンション建設等、まちづくりと連携して整備されることが多い。一方で、河川管理者は、高規格堤防の施行の幅（堤内地側の土地の範囲）を一般的に示しておらず、個々の問い合わせに答える形で示していることにとどまっている。

11 ○ このため、地方公共団体や住民、民間事業者等に対し、高規格堤防の施行の幅を周知し、認識の共有を図るため、令和2年度より、河川整備計画に高規格堤防の施行の幅を縮尺1/25,000の図面に明示する。

12 ○ 隅田川の河川整備計画にはスーパー堤防の最大幅を明示しており、その他の対象河川についても、河川整備計画変更時に明示することを検討していく。

13 ② 都市計画区域マスタープランに高台まちづくりに関する内容を明示

14 ○ 都市計画区域マスタープラン（東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）を令和2年度（予定）に改定し、沿川の開発の機会を捉えた高規格堤防等の整備、嵩上げした公園や公共施設等の整備など、高台まちづくりに関する内容を明示する。

15 ③ 沿川区が策定する都市計画マスタープランに高台まちづくりに関する内容を明示

16 ○ 沿川区においては、今後、都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）を改定する際、都市計画区域マスタープランの高台まちづくりに関する記載内容に即した内容を明示する。

17 2) 土地区画整理、公園、高規格堤防等の整備による高台づくり

18 ① 土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の更なる一体的実施の方策の検討

19 a) 水害対策として高規格堤防等の必要性を連携し周知（住民等への更なる理解）

20 ○ 高規格堤防は、堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐとともに、良好

な都市空間・住環境の形成や、災害時には緊急的な避難場所や活動拠点になるなど、多面的な効果を発揮する。また、整備区間のすべてが完成してはじめて効果を発揮するものではなく、一部区間が整備された場合でも、その区間は超過洪水等による堤防の決壊に対する安全性が向上するとともに、ほかの区間における堤防の決壊等により周辺地域が水没した場合には、周辺住民等の緊急的な避難場所や、被災者の救助、緊急物資の輸送・供給など災害時の様々な活動の拠点となる重要な高台の役割を果たす。

- このような高規格堤防等の高台まちづくりの必要性や効果について、関係機関が連携し、住民や民間事業者等への周知や説明、意見交換などを丁寧に進め、意識啓発・理解促進に努める。

b) 土地区画整理事業や河川事業等での種地の確保方策の検討

- 高規格堤防の整備にあたって、家屋等の移転を必要とする場合、現状では仮移転の後に本移転を実施するという形態により、二度の移転が必要となり、住民等の負担が大きい。このため、仮移転に伴う住民等の負担軽減のため、土地区画整理事業や河川事業等で土地（種地）を確保し、移転用に活用するなど、仮移転の解消につながる手法や仕組みを検討する。
- 高規格堤防整備等と連携した土地区画整理事業を予定している地区において、種地の確保について社会資本整備総合交付金等により支援する。
- 遊休地等の官有地を土地区画整理事業等における種地等として有効に活用することを検討する。
- 高規格堤防の既設堤防川裏法面用地について、道路・公園等だけでなく宅地等として利用するための取り扱い方策を検討する。
- 土地区画整理事業と連携した河川防災ステーション用地、堤防川裏法面用地等の取り扱い方策を検討する。

c) 川裏法面の宅地としての利用及び堤防天端道路の建築基準法上の道路としての活用方策の検討

- 高規格堤防の既設堤防川裏法面用地を宅地等で利用することに加え、堤防天端道路（河川管理用通路）を活用することにより、より柔軟なまちづくりの検討が可能になる。
- 高規格堤防の既設堤防川裏法面用地について、道路・公園等だけでなく宅地等として活用するための取り扱い方策を検討する。【再掲】
- 堤防天端の河川管理用通路の取扱いや堤防天端道路の建築基準法上の道路としての取り扱い方策等について検討する。

1 d) より効率的な事業制度や整備手法の検討（土地区画整理事業と高規
2 格堤防事業の一体的実施等の連携方策）

- 3 ○ 土地区画整理事業と高規格堤防整備事業を同じ場所でタイミング
4 を合わせて実施（共同事業方式）することにより高台まちづくりを
5 実施してきている。両事業をより一体的に実施する連携方策や費用
6 負担のあり方について検討する。
- 7 ○ あわせて河川管理者以外による盛土工事が確実かつ円滑に実施さ
8 れるよう、盛土工事のための基準等について整理する。
- 9 ○ 高規格堤防整備事業と一体的に実施する土地区画整理事業につい
10 て、社会資本整備総合交付金等により支援する。

11 ② 高規格堤防（国）、スーパー堤防（都）の整備の推進

- 12 ○ まちづくりと連携し、堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐとともに、
13 良好的な都市空間・住環境の提供や、災害時には緊急的な避難場所や
14 活動拠点にもなる高規格堤防の整備を推進する。
- 15 ○ 高規格堤防の整備を推進するとともに、まちづくりと一体となった
16 高規格堤防整備事業を新規展開する。

17 【事業実施中】

- 18 • 小台一丁目地区 R5 年度完成予定
19 • 新田一丁目地区 R11 年度完成予定
20 • 西新小岩地区 R10 年度完成予定
21 • 篠崎公園地区 R14 年度完成予定

- 22 ○ スーパー堤防の整備を隅田川等 5 河川で推進する。
- 23 ○ 高規格堤防の盛土を実施する際、建設発生土（河川浚渫・掘削土等）
24 を活用した盛土材料としての改良技術等を検討・整理しつつ、建設
25 発生土の有効活用に努める。また、軟弱地盤上の堤防整備における
26 周辺地盤に影響を与えない圧密・排水促進の技術を検討・整理する。
- 27 ○ 建設発生土有効利用・適正処理に関する官民一体マッチング情報提
28 供システムの活用など、国や都が連携して建設発生土の有効活用を
29 進め、盛土に必要な土量の確保及び高規格堤防等への搬入促進を図
30 るなど、高台化事業に向けた支援方策を検討する。

31 ③ 公園の高台化の推進

- 32 ○ 避難場所や救出救助の活動拠点に指定されている篠崎公園につい
33 て、直ちに避難できるよう高台化を図り、併せて江戸川堤防への避
34 難動線を確保していく。現在、公園の一部の区域において高台化の
35 基本設計を進めている。
- 36 ○ 公園の高台化に対し、社会資本整備総合交付金等により支援する。

1 3) 避難スペースを確保した建築物の整備・確保

- 2 ○ ゼロメートル地帯等には広域避難対象者が膨大であり、現実的には逃
3 げ遅れが生じるおそれがあるため、垂直避難などの浸水域にとどまる
4 場合の対応も併せて進める。

5 ① 民間建築物での避難スペースの整備・確保の促進

- 6 ○ 民間施行市街地再開発事業において、地元区市の地域防災計画を踏
7 まえ、施設建築物上層階への避難スペースの確保等について、計画
8 段階から誘導していく。
9 ○ 共同施設としての避難スペースや電気設備の確保等に対し、社会
10 資本整備総合交付金等により支援する。
11 ○ 都市開発諸制度を活用する建築物において、避難スペースの整
12 備・確保を促進する仕組みを検討する。
13 ○ 各区が独自に進めている緊急的な避難建物としての民間建築物の
14 指定等の好事例について横展開を図る。

15 ② 学校・公共施設での避難スペースの整備・確保の推進

- 16 ○ 指定緊急避難場所等の公共施設の整備に対し、防災・安全交付金
17 等により支援する。
18 ○ 都営住宅の上層階の空き住戸を水害時の緊急避難先として活用す
19 るなど、既存施設を活用した避難スペースの確保を進める。
20 ○ 各区が独自に進めている公共施設等における避難スペースの整
21 備・確保や防災倉庫等の設置等の好事例について横展開を図る。

22 ③ 建築物における電気設備の浸水対策の促進

- 23 ○ 建築物の電気設備が浸水し、停電が発生すると、エレベーター、給
24 水設備等のライフラインが使用不能となり、建築物の機能継続（居
25 住継続や使用継続）が確保されないだけでなく、避難スペースにお
26 ける最低限の避難生活の水準の確保も困難になる。
27 ○ 国土交通省と経済産業省が連携して令和2年6月にとりまとめた
28 「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」について、関
29 連業界団体等に対して積極的に周知する。
30 ○ 同ガイドライン等を活用し、普及啓発活動を実施する。
31 ○ 市街地再開発事業において、同ガイドラインの順守や、施設建築物
32 上層階への電気設備等の設置について、計画段階から誘導していく。
33 ○ 指定緊急避難場所等の公共施設の整備に対し、防災・安全交付金等
34 により支援する。【再掲】

35 4) 建築物から浸水区域外への移動を可能とする通路の整備

36 ① 建築物同士、河川沿いの建築物と堤防をつなぐ通路（避難用）の整備

- ゼロメートル地帯等での大規模氾濫による長期の孤立を回避するため、通常の建築物、避難スペースを確保した建築物、電気設備の浸水対策を実施した建築物及び高台等の間を浸水しない通路等でつなぐことにより、命の安全を確保するだけでなく、長期間の避難にも耐えられる機能を有する非浸水空間を整備する。また、建築物等と大規模氾濫後にも浸水しない連続した盛土・高架施設等（堤防等）を通路等でつなぐことにより、浸水区域外との移動も可能となる。
- 建築物と堤防間や、建築物同士をつなぐ避難路・面整備と一体的に整備される歩行者デッキの整備等に対し、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等により支援する。
- 沿川区が「かわまちづくり計画」策定し、避難だけでなく、「かわ」と「まち」をつなぐ賑わいのある水辺空間の形成に資する建築物等と堤防をつなぐ通路について、河川管理施設として整備する。

② 都県境の橋梁の整備

- 荒川や江戸川等の堤防が決壊した場合には、東部低地帯で甚大な被害が想定されており、橋梁間隔が長いことにより、都県を超える広域避難に支障を生じることとともに、震災時には都県境の限られた橋梁に人や車両が集中するため、大量の帰宅困難者の発生が想定される。
- 都県境での橋梁の配置間隔が長いエリアにおいては、震災、洪水など災害時の広域避難や緊急物資輸送等、防災機能の向上を図るため、新たな3橋梁（放射第16号線、補助第143号線、補助第286号線）の整備を推進する。
- 東京都からの要望を踏まえて、必要な街路事業に対し、社会資本整備総合交付金等により支援する。

5) 民間活力を活用した建築物、高台の整備

① 民間事業者による開発等に合わせた高台化（盛土、ピロティ構造等）を促進するための方策の検討

- 堤防沿いに大規模な建築物等が建設されると、将来、高規格堤防等の整備による高台まちづくりが困難となる。このため、民間事業者等による大規模な建築物の建設・建替等に合わせて、高台化（盛土、ピロティ構造等）を促進する。
- このため、地方公共団体や住民、民間事業者等に対し、高規格堤防の施行の幅を周知し、認識の共有を図るため、関東地方整備局において、令和2年度より、河川整備計画に高規格堤防の施行の幅を縮尺1/25,000の図面に明示する。【再掲】
- 隅田川の河川整備計画にはスーパー堤防の最大幅を明示しており、

1 その他の対象河川についても、河川整備計画変更時に明示すること
2 を検討していく。【再掲】

- 3 ○ 高規格堤防の幅（30H区域）内で行われる建築行為や開発行為等を
4 高台化する方向に誘導することを検討する。
- 5 ○ 民間事業者等が既設の堤防沿いで開発等を実施する場合は、高規格
6 堤防整備との共同事業の実施が考えられるが、現状ではそれぞれが
7 共同事業の意向を持ち、調整を開始した場合でも基本協定の締結ま
8 でに最短1年程度の期間が必要となる。このため、「高規格堤防整
9 備に係る共同検討協定」を積極的に活用するなどにより、柔軟な調
10 整を進めることとする。
- 11 ○ 既設の堤防から離れた場合で開発等を実施する場合、現状では、直
12 ちに共同事業として高規格堤防を整備することは困難である。この
13 ため、国土交通省において、高規格堤防整備区域内において民間事
14 業者が実施する盛土等に対する支援方策を検討する。
- 15 ○ 建設発生土有効利用・適正処理に関する官民一体マッチング情報提
16 供システムの活用など、国や都が連携して建設発生土の有効活用を
17 進め、盛土に必要な土量の確保及び高規格堤防等への搬入促進を図
18 るなど、高台化事業に向けた支援方策を検討する。【再掲】
- 19 ○ 都市開発諸制度において、浸水対策に資する取組を公共貢献として
20 評価する仕組みを検討する。
- 21 ○ 防災性能等が優れた不動産事業に対して投資資金が向かう流れを
22 形成するため、気候変動によって増大する風水害等に対する企業の
23 対応状況等の情報開示を促進する取組を進める。

24 6) 高台まちづくりの実践

25 ① 東京の高台まちづくりを推進する事業体の構築

- 26 ○ 高台まちづくりの推進には、都市計画、まちづくり、治水等、幅広
27 い分野の知見や技術が必要であり、また各分野の調整には長い時間
28 を要することが多い。
- 29 ○ このため、関係機関において、高台まちづくりの継続的な推進、知
30 見の蓄積等の観点も踏まえ、高台まちづくりをより効率的に推進す
31 るための組織・人員等のあり方について検討する。
- 32 ○ 区市町村のまちづくりの施行に際し、都職員の派遣、政策連携団体
33 である東京都都市づくり公社における区市町村との委託契約によ
34 り、人的・技術的支援を行う。

35 ② モデル地区を設定し、高台まちづくりの検討、推進

- 36 ○ 関係機関が一体となって高台まちづくりの実践を図るために、本中間
37 まとめて示した具体的な方策を適用しつつ、具体的な検討（構想段
38 階を含む）を行い、高台まちづくりの機運醸成、実践に取り組む。

- 1 ○ モデル地区での検討を踏まえ、必要に応じて具体的な取組方策の見
2 直し・改善等を行う。

3 ③ 従前居住者等の生活支援策の充実

- 4 ○ 高台まちづくりの実施に伴い、従前居住者等においては、移転に要
5 する費用は補償されるものの、一旦仮移転し、盛土実施の後に本移
6 転する二度移転を余儀なくされるなど大きな負担が生じることに
7 なる。
- 8 ○ そのような負担を軽減するため、平成31年度に固定資産税(家屋)
9 の軽減措置を創設したところであり、従前居住者等の負担軽減策に
10 ついて引き続き検討を進める。
- 11 ○ 都施行の区画整理事業の場合、移転する地権者や従前居住者の生活
12 再建のための支援策として、移転資金の貸し付けや、都営住宅のあ
13 っせんを行っており、ホームページに掲出しているほか、移転説明
14 会時等にパンフレットを使って情報提供しており、それらの取組を
15 一層推進する。
- 16 ○ 高台まちづくりに際しての生活再建策をとりまとめたパンフレッ
17 トを作成する。
- 18 ○ 高台まちづくりに伴い移転等を余儀なくされる従前居住者等の生
19 活再建が円滑に進むよう、関係機関が一体となって、充実した支援
20 対策に取り組む。また、随時、生活再建支援策の改善・充実に取り
21 組む。

22 7) 復旧・復興の迅速化

23 ① 大規模浸水発生時の排水に係る対策の検討、推進

- 24 ○ 大規模浸水が発生しても迅速な救助、早期の復旧・復興が可能とな
25 るよう、また広域避難が必要となる人数を絞り込めるよう、関係機
26 関が連携し、早期の排水を実現するための計画を作成する。
- 27 ○ 大規模浸水発生時にも必要な排水施設となる綾瀬川排水機場、新芝
28 川排水機場の耐水化を令和2年度の完成を目標に実施する。また、
29 排水機場の増強についても検討する。
- 30 ○ 大規模浸水発生時にも必要な排水施設となる木下川排水機場等の
31 耐水化を令和3年度を目標に実施する。

32 ② 防災対策（復旧・復興の迅速化等）に資する地籍調査の推進

- 33 ○ 土地の境界等を明らかにすることにより、インフラ整備の円滑化や
34 災害後の復旧・復興に資する地籍調査について、令和2年度からの
35 新たな国土調査事業十箇年計画に基づき、所有者不明等の場合でも
36 調査を進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における
37 官民境界の先行的な調査等の地域特性に応じた効率的手法の導入
38 を促進しながら、円滑かつ迅速に推進する。

- 東京都は国とともに財政支援を行うなど、地籍調査の事業主体である区市町村に対し取組を支援してきており、新たな国土調査事業十箇年計画を踏まえ、引き続き区市町村と連携し、地籍調査の実施を推進する。

5.1.3 広域避難等

1) 台風第 19 号を踏まえた広域避難（垂直避難の一層の活用を含む）のあり方検討

- 内閣府と都で共同設置した「首都圏における大規模水害広域避難検討会」において、関係機関間の連携と役割分担のあり方の検討を進め、令和 2 年 5 月、中間報告をとりまとめた。引き続き、令和元年台風第 19 号で顕在化した課題を踏まえ、広域避難対策の検討を進めていく。
- 垂直避難に係る検討の促進を図るため、荒川・江戸川の氾濫及び東京湾の高潮により浸水被害が想定される区域内の都と区の施設について、浸水等の被害を受けない階層の床面積をデータベース化し、令和 2 年 7 月、被害が想定される 17 区に提供した。
- 令和 2 年 6 月より、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」において、災害発生前に大規模広域避難を円滑に行うための仕組みの制度化の検討を開始し、同年 8 月に中間とりまとめを行った。引き続き、同年内を目途に検討を進めていく。

5.1.4 住民、企業等の意識啓発

1) 防災まちづくり（水害対策）に関する住民、企業等への意識啓発

- ゼロメートル地帯等において大規模水害時に発生する事態やその影響など、水害リスクについての認識が必ずしも十分ではないため、このような水害リスクを踏まえて取り組む高台まちづくりの推進や広域避難のあり方について、関係機関が連携し、住民や民間事業者等への周知や説明、意見交換などを丁寧に進め、意識啓発・理解促進に努める。

1 5.2 地震対策

2 5.2.1 無接道敷地の解消等による不燃化建替えの促進

3 ① 建築物の共同化による無接道敷地の解消

- 4 ○ 防災街区整備事業などにより共同化を促進し、無接道敷地の解消を
5 図る。

6 ② 隣地取得による無接道敷地の解消

- 7 ○ 密集市街地において、隣接する無接道敷地を取得し、又は無接道敷
8 地に隣接する接道要件を満たす敷地を取得して、無接道敷地を含め
9 た敷地で一定の耐火性能を有する戸建住宅に建替える場合の補助
10 制度について敷地面積要件等の見直しを行う。
11 ○ UR都市機構が、地方公共団体との協定等に基づき機動的に取得し
12 た土地を、無接道敷地の解消等に活用し、不燃化を推進する。

13 ③ 接道要件のきめ細かな運用

- 14 ○ 建築基準法の規定に基づく許可等について、木密改善にも資する、
15 きめ細かな制度運用を検討する区を支援し、個別建替えによる不燃
16 化を促進する。

17 5.2.2 高齢化の進行等に対応した取組

18 ① 住まいに関する高齢者への啓発・相談

- 19 ○ ファイナンシャルプランナー等の専門家の派遣や、不燃化の取組を
20 支援する拠点施設である現地相談ステーションを設置することに
21 より、住まいに関する高齢者への啓発・相談を実施する。
22 ○ 空き家の解決事例と、空き家の解決の手がかりとなる基礎知識をと
23 りまとめた「東京空き家ガイドブック」の活用により、空き家対策
24 についての普及啓発を推進する。

25 ② 老朽木造住宅等の除却・建替えの支援

- 26 ○ 除却費の助成や土地の固定資産税等の減免※などにより、老朽木造
27 住宅等の除却を支援する。
28 ○ 空き家の除却支援について、従来、都では跡地の公的利用を条件と
29 していたが、令和元年度から各区市等の積極的な取組を促すため、
30 公的利用の条件がない除却など、区市町村が地域特性を踏まえて企
31 画提案する事業に対して財政支援を行っている。
32 ○ 建築費の仮住まい費用の助成や建物の固定資産税等の減免※、住宅
33 金融支援機構と連携した住宅ローンの金利引下げ、利子補給などに
34 より、老朽木造住宅等の建替えを支援する。

35 ※ 不燃化特区制度の継続に併せ、固定資産税等の減免を継続

1 ③ 高齢者の住替えの支援

- 2 ○ コミュニティを維持しながら木造住宅密集地域の高齢の権利者等
3 の移転を促すことで不燃化を促進するため、公有地の活用により移
4 転先住宅を確保する。
- 5 ○ 高齢の借家人等の生活再建のため、民間事業者等による従前居住者
6 用住宅の整備を促進する。
- 7 ○ 高齢者が住み替えるにあたって必要となる引っ越し費や家賃等の
8 助成を行う。
- 9 ○ 従前居住者に対しては、必要に応じて、都営住宅への特定入居の斡
10 旋を行う。
- 11 ○ 従前居住者の受け入れを前提に補助額を加算することにより、サービ
12 ス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、住み替え先の確保を図る。
- 13 ○ セーフティネット住宅（東京ささエール住宅）の登録促進や改修費
14 補助・家賃低廉化補助などの経済的支援の実施、居住支援協議会等
15 との連携により、住宅確保要配慮者に対する居住支援を推進する。

16

17

18 5.2.3 規制誘導による不燃化の促進

19 ① 条例等による防火規制の強化

- 20 ○ 建築基準法第40条に基づく条例（東京都建築安全条例第7条の3
21 に基づく新たな防火規制区域）を活用する。
22 （現在、約7,000ha指定しており、今後も必要に応じて指定を行う。）
- 23 ○ 防災都市づくり推進計画の新たな基本方針の趣旨を反映し、新たな
24 防火規制区域の指定要件を拡充し、不燃化を促進する。
- 25 ○ 新たな防火規制区域の指定等に関する事業を行う区市に対して、都
26 が必要な補助を実施し、準耐火建築物以上への建替えの確実化を図
27 る。
- 28 ※ 準防火地域では、2階建て以下（地階を除く）かつ延べ面積500m²以下の木造建築は防火構
29 造とすることができますが、新たな防火規制区域に指定されると、建物規模によらず準耐火建
30 築物等が義務化されるため、不燃化が促進される。

31

32 ② 延焼防止性能を有する建築物に関する建築規制の合理化

- 33 ○ 建築基準法改正（令和元年6月施行）により、防火地域だけでなく、
34 準防火地域内においても、準耐火建築物等の延焼防止性能の高い建
35 築物とする場合の建蔽率の緩和（1/10）を行い、建物規模を縮小す
36 ることなく、延焼防止性能の高い建物への建替えを促進する。

1 **5.2.4 災害時の活動を円滑化する道路の整備及び閉塞防止の推進**

2 **① 防災上重要な道路の整備及び沿道の不燃化**

- 3 ○ 延焼遮断帯で囲まれた防災生活圏の内部において、緊急車両の通行
4 や円滑な消火・救援活動が行える幅員 6m 以上の道路や、円滑な避
5 難に有効な幅員 4m 以上 6m 未満の道路(防災生活道路)を整備し、
6 防災上重要な道路のネットワークを確保するとともに、沿道建築物
7 の建替え等による不燃化・耐震化を促進する。

8 **② 無電柱化やブロック塀等の安全確保対策による道路の閉塞防止**

- 9 ○ 震災時の円滑な消火・救援活動や避難などの防災生活道路の機能を
10 維持するため、危険なブロック塀等の撤去や無電柱化を推進する区
11 を財政的及び技術的に支援する。
12 ○ 具体的には、対象路線の掘り起しや地上機器の設置場所等の確保を
13 含めた無電柱化の推進施策の検討を行う区を支援する。

14 **5.2.5 民間事業者による基盤整備事業、住宅整備事業等の実施の誘導**

15 **① 容積率緩和等による、民間事業者の取組の誘導**

- 16 ○ 都市開発諸制度※等の活用により、木造住宅密集地域の基盤整備や
17 環境改善、受け皿住宅の整備等の取組を新たに評価し、容積率を緩
18 和するなど民間活力をいかして整備を促進する。

19 ※ 都市開発諸制度：再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区、特定街区、総合設計の
20 4 制度のこと

21 **② 公有地の活用による移転先住宅の確保**

- 22 ○ 近隣の都有地等を活用し、民間事業者による移転先の住宅を整備し、
23 コミュニティを維持しながら木造住宅密集地域の権利者等の移転
24 を促すことで不燃化を加速させる。

25 **5.2.6 防災性の向上と良質な街並みの維持・形成を両輪とした密集市街地の
26 改善の推進**

27 **① 先進的な取組に対する支援等**

- 28 ○ 木造住宅密集地域において、防災性向上の取組に併せ、街並み環境
29 整備事業※等を活用しながら、地域特性を生かした魅力的な街並み
30 の住宅市街地に再生する取組を促進する。
31 ○ 整備地域において、不燃化の加速に資する、地域特性を生かした魅
32 力的な街並みの住宅市街地への再生や建替え促進に向け、先進的な
33 取組を行う区に対して、都が必要な補助を実施する。

34 ※ 街なみ環境整備事業：建物・外構の修景、道路の美装化・電線地中化、小公園・広場の整備
35 等の街なみ整備に対する支援を行う事業

1 **5.2.7 総合的な地域防災力の向上**

2 **① 防火防災訓練の推進や新たな水利の確保**

- 3 ○ 防火防災訓練の推進により、都民の防災行動力の向上を促進する。
- 4 ○ 震災時の同時多発火災及び市街地大火に対応するため、耐震性を有
- 5 する防火水槽の整備をはじめ、深井戸や低水位河川等を活用した新
- 6 たな消防水利確保策を積極的に推進するとともに、都、区市町村及
- 7 び関係機関等が連携して震災対策及び消防水利の開発・確保を推進
- 8 する。
- 9 また、消防水利開発補助金交付制度により、一定の条件を満たす消
- 10 防水利の設置を行った民間事業者に対し、工事費用の一部補助を行
- 11 っている。

12 **② 避難場所の確保**

- 13 ○ これまで周辺の不燃化が不十分などの理由で避難場所の指定に至
- 14 らなかった避難場所候補地においても、区と連携して周辺の不燃化
- 15 に取り組むことで避難場所の新規指定を促進する。
- 16 ○ 避難場所の拡大や避難距離の短縮などに資する都市計画公園・緑地
- 17 について、優先的な整備を促進し、その進捗に応じ避難場所を拡充
- 18 する。
- 19

20
21

1 6 おわりに

- 2
- 3 ○ 首都「東京」における防災まちづくりは、これまででも水害対策、地震対
- 4 策それぞれで、様々な場で議論をし、対策を進めてきた。
- 5 ○ 近年、大規模災害が頻発していること、そしてその危険性・切迫性がま
- 6 すます高まっていることを踏まえ、このたび初めて国と東京都の実務者
- 7 が一堂に会して議論し、防災まちづくりの基本的な考え方や具体的な取
- 8 組方策をまとめた。
- 9 ○ 発生から概ね 100 年を迎える関東大震災を始めとして、幾度となく大災
- 10 害を乗り越えまちづくりが行われてきた東京において、今後、地球温暖
- 11 化に伴う水害リスクの高まりなどの新たな課題にも立ち向かう必要があ
- 12 ることを踏まえ、まちづくりに「防災」の観点を明確に取り込むこと
- 13 としたものであり、これは一朝一夕に完結するものではなく、100 年先、
- 14 1,000 年先をも意識して取り組む必要がある。
- 15 ○ このためには、都市計画や河川整備計画などの上位の法定計画に防災ま
- 16 ちづくりに関する内容を明示し、関係機関が緊密に連携し一体となって、
- 17 一歩一歩、着実に継続的に進めることが重要である。
- 18 ○ また、計画策定だけでなく、防災まちづくりを現場で実際に進めること
- 19 も必要である。そのため、水害対策においては、モデル地区を選定して、
- 20 具体的な取組方策を実践するとともに、実践において新たに生じた課題
- 21 や具体的な取組方策の進捗状況を本連絡会議等において共有し、必要に
- 22 応じて速やかに解決策を模索することとする。また地震対策においては、
- 23 具体的な取組方策を実践する現場である地元区との連携を深め、国や東
- 24 京都の取組の更なる改善につなげていく。
- 25 ○ このような取組を通じ、首都「東京」の強靭化が図られることとなるが、
- 26 これは東京だけのためではなく、日本全体、ひいては世界の持続的な発展
- 27 に大きく貢献することにつながる。また、首都「東京」と同様に、災害
- 28 リスクが高い地域に多くの人が暮らし、稠密な市街地が形成される東南
- 29 アジア等の大都市での防災・減災対策にも貢献しうるものである。さら
- 30 に、我々世代だけでなく、将来の永きにわたる世代に恩恵をもたらすこと
- 31 になる。
- 32 ○ これらを常に意識しつつ、関係者が一体となって、たゆまぬ努力を続けるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催
- 33 を契機として積極的に情報発信することが強く求められる。
- 34
- 35
- 36

1

2

3 委員名簿

4

5	(座 長)	山田 邦博	国土交通省技監
6	(副座長)	佐藤 伸朗	東京都技監（都市整備局長兼務）（～第2回）
7	(副座長)	上野 雄一	東京都都市整備局長（第3回～）
8		青柳 一郎	内閣府政策統括官（防災担当）
9		青木 由行	国土交通省不動産・建設経済局長
10		北村 知久	国土交通省都市局長（～第2回）
11		榎 真一	国土交通省都市局長（第3回～）
12		五道 仁実	国土交通省水管理・国土保全局長（～第2回）
13		井上 智夫	国土交通省水管理・国土保全局長（第3回～）
14		眞鍋 純	国土交通省住宅局長（～第2回）
15		和田 信貴	国土交通省住宅局長（第3回～）
16		石原 康弘	国土交通省関東地方整備局長（～第2回）
17		土井 弘次	国土交通省関東地方整備局長（第3回～）
18		遠藤 雅彦	東京都総務局長（～第2回）
19		山手 斎	東京都総務局長（第3回～）
20		三浦 隆	東京都建設局長（～第2回）
21		中島 高志	東京都建設局長（第3回～）
22		榎本 雅人	東京都住宅政策本部長
23		安藤 俊雄	東京消防庁消防総監
24	(オブザーバー)		
25		荒川 辰雄	(独) 都市再生機構 理事
26		森川 誠	(一社) 不動産協会理事／事務局長

27

28

(敬称略)

29

30

31 事務局

32

33 国土交通省 水管理・国土保全局

34 東京都 都市整備局

35

36

1

2

3 検討経緯

4

- 令和2年1月15日 第1回連絡会議
・水害対策の現状と課題について
・地震対策の現状と課題について
- 令和2年3月26日 第2回連絡会議
・取り組み方策（イメージ）について
- 令和2年6月16日 「災害に強い首都「東京」の形成に向けた取り組み
～7月15日 方策（案）について」（意見照会）<特別区>
- 令和2年9月9日 第3回連絡会議
・「災害に強い首都「東京」の形成に向けた取り組み方策（案）についての意見照会と結
果について
・中間まとめ（案）について

5

『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』に関するご意見

①氏名(フリガナ)																													
②住所	(都道府県名) 東京都	(区市町村以下) 北区																											
③電話番号		電子メールアドレス																											
④職業	公務員	⑤年齢	41	⑥性別	男																								
⑦ご意見 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left; padding: 2px;">中間まとめ 該当箇所</th> <th colspan="4" style="text-align: center; padding: 2px;">内容 (中間まとめの該当箇所ごとに簡潔に記述してください)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">頁</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">行</th> <th colspan="4" style="height: 150px;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">12</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">35</td> <td colspan="4" style="height: 150px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">28</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">13</td> <td colspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所は一時的とはいえ様々な人々の生活拠点となる場所であり、疾病やアレルギーを抱えた方がいることも想定されるため、敷地内全面禁煙とし喫煙所は設けるべきではない。また、このことを様々な媒体を通じて国民に周知し、「避難所にタバコを吸える場所は存在しない」ということを全国民の共通認識とするべきである。 </td> </tr> </tbody> </table>						中間まとめ 該当箇所		内容 (中間まとめの該当箇所ごとに簡潔に記述してください)				頁	行					12	35					28	13	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所は一時的とはいえ様々な人々の生活拠点となる場所であり、疾病やアレルギーを抱えた方がいることも想定されるため、敷地内全面禁煙とし喫煙所は設けるべきではない。また、このことを様々な媒体を通じて国民に周知し、「避難所にタバコを吸える場所は存在しない」ということを全国民の共通認識とするべきである。 			
中間まとめ 該当箇所		内容 (中間まとめの該当箇所ごとに簡潔に記述してください)																											
頁	行																												
12	35																												
28	13	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所は一時的とはいえ様々な人々の生活拠点となる場所であり、疾病やアレルギーを抱えた方がいることも想定されるため、敷地内全面禁煙とし喫煙所は設けるべきではない。また、このことを様々な媒体を通じて国民に周知し、「避難所にタバコを吸える場所は存在しない」ということを全国民の共通認識とするべきである。 																											

(別添：意見提出様式)

『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』に関するご意見

① 氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
② 住所 (都道府県名) 北海道	(区市町村以下) 札幌市 [REDACTED]				
③ 電話番号	[REDACTED]	電子メールアドレス	[REDACTED]		
④ 職業	建築設計	⑤ 年齢 64	⑥ 性別 男		
⑦ご意見 <table border="1"><tr><td>中間まとめ 該当箇所 頁</td><td>内容 (中間まとめの該当箇所ごとに簡潔に記述してください) 行</td></tr></table>				中間まとめ 該当箇所 頁	内容 (中間まとめの該当箇所ごとに簡潔に記述してください) 行
中間まとめ 該当箇所 頁	内容 (中間まとめの該当箇所ごとに簡潔に記述してください) 行				

14	8～10	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な人口動向を見つめた検討も必要だと思います。 東京の人口減少を踏まえたまちづくりが求められる。 新型コロナによる感染予防の観点から東京以外に本社を移転する動きが始まっていることも念頭に検討すべきだと思います。
14	11～21	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の東京市街地面積の中で人口減少により計画的な空地を確保し、人口密集地空間と自然回帰空間を創設する。（都会の過疎地を解消する） 自然回帰空間は雨水を吸収し災害の被害を抑える。 土地区画整理事業等を活用して進める。 地権者の利害関係をどのように整理して進めるかが課題。 完全に新しい「まちづくり」を行うようなビジョンが必要だと思います。
14	25～29	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節施設等の整備は途上であるとなっているが、どの程度途上なのか？ 16ページの16～17行に総容量150万m³の調整池の事業化とあるがどこにどの程度の規模になるのかが伝わらない。 当然用地の確保等もあると思うが、土地区画整理事業等で進めるのか？ ・「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」から首都「東京」の水害対策を検討していると思いますが、提言が一部地域に偏っているように思えます。もう少し東京都全体での提言をお願いしたい。
15	12～25	<ul style="list-style-type: none"> ・地震対策では「津波」についての対策が示されていない。 雨による洪水とは別に検討する必要があると思います。 川の氾濫や津波対策には「人口地盤」が有効だと考える。 高規格堤防・スーパー堤防と組み合わせて考えてはどうか。 東京湾があるので巨大な津波にはならないかもしれないが、30年以内に70%の確立を考えると急を要すると思う。
16	1～	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組方策には強風に対する検討が少ない。 また、崖崩れに対する検討も必要と思う。 危険ながけ地周辺や低地から安全な地域への移住促進が必要だと思います。
20	1～21	<ul style="list-style-type: none"> ・民間建築物での対策としては戸建住宅の高層化（木造3階、4階建て等）による対策が考えられる。共同住宅は屋上に避難施設を完備することも可能。 建築基準法の緩和、容積だけでなく高さ規制の緩和が必要。斜線制限も同様。 1階部分は浸水しても困らないような対策を行う。

22	24～40	<ul style="list-style-type: none">・高台まちづくりには相応の時間が必要。 完成するまでの間も災害に合う可能性はあるので低地に浸水した場合の対応策も必要と思う。低地だけでなく崖地周辺の一時対策も必要と思われる。
24	5～21	<ul style="list-style-type: none">・広域避難で避難誘導をどのようにしていくかが問題だと思います。 水平移動や垂直移動にしても高齢者や身体障害者にとっては大変時間がかかり大変困難であることが想定される。
27	9～14	<ul style="list-style-type: none">・無電柱化も当然重要な対策であるが、送電線が倒壊し電力が供給されないことも考えられる。この場合は都市的な蓄電システム構築が必要と思う。 地域区分により緊急電力を貯えるような仕組みができるいか検討して頂きたい。

『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』に関するご意見

① 氏名 (フリガナ)			
② 住所	東京都	江戸川区	
③ 電話番号		電子メールアドレス	
④ 職業	団体職員	⑤ 年齢	⑥ 性別 男

⑦ ご意見

中間まとめ 該当箇所		内容 (中間まとめの該当箇所ごとに簡潔に記述してください)	
頁	行		
10	8	【事業仕分けのこと】	<p>高規格堤防は、民主党政権時の事業仕分けにおいて、スーパーに無駄として事業廃止となつたことは当時大きく報道され、私を含め国民の一部にはその記憶が残っています。</p> <p>高規格堤防について関係者・国民の理解をより深めるため、簡潔でも脚注にでも良いので、それを乗り越え復活した高規格堤防の必要性をここに記してもらいたいです。（記せない場合は、理解を深めてもらおうとの意思に欠けると見做されても構わないと受け取られます。）</p>
17	9	【「スーパー堤防」は「高規格堤防」の別名】	<p>ここでは「高規格堤防（国）」、「スーパー堤防（都）」と言い表していますが、国土交通省や区は、「高規格堤防」を別名「スーパー堤防」と言っています。これが「スーパー堤防（都）」と堤防の規格が同じなら良いのですが、大きく異なると伺っています。</p> <p>この語の使い方のままでは、「スーパー堤防」といった場合に、国の規格なのか都の規格なのか逐一確かめる必要が生じ、議論の生産性が下がることは明白です。</p> <p>少なくとも実務担当者責任者はこの語の使い方に、特に一般向けの説明において問題ありと認識しているはずです。このままでは議論を誤誘導する意図があると、あらぬ疑いを受けないためにも、このパブコメを機に再考していただく必要があります。「小」や「ミニ」、「緩傾斜」（10ページ16行目）などの語により何らかの工夫をすべきです。</p> <p>「スーパー堤防」の語は東京都が先行したようにも伺いましたが、この東京都と国による会議を契機に、調整するべきです。ここで調整出来ないのであれば、誤誘導のリスクを解消しないまま議論を進めているとの批判は免れません。</p>
19	1	【土地区画整理との関連】	<p>高規格堤防や高台の整備を、土地区画整理事業と一体で進める場合があります。この場合、区画整理の必要性が全くない訳ではないが必要性が低い区域で、同堤防・高台をしようとすると、その区域における土地区画整理の住民の合意やその機運が得られにくいくばかりか、街作りとして区画整理の手法が合理的でなくなってしまいます。その点についてご説明願います。また、本件まとめでも</p>

		触れてほしいです。
19	1	<p>【土地区画整理での私有地への盛土の国の権限の有無】</p> <p>江戸川沿川の、東京都江戸川区北小岩一丁目北部土地区画整理事業と合わせ行われている高規格堤防整備について、堤防の盛土を整備する国に、区画整理内の私有地に盛土する法的権限がそもそも無いのではないか、との裁判が最高裁判所に上告中と伺っています。</p> <p>これは、区画整理に併せ盛土するには、盛土を区画整理の手続きに載せるべきなのに、堤防は別の事業だからと言って区画整理の手続きに載せないで、公有地ではない私有地に盛土したことに、土地区画整理法上無理があることから、訴えが起こされているものです。土地区画整理法の法律の条文を読むと、私有地に同意を得ず、国が盛土できる法的権限があるとは読むには、相当こじ付けないと読みないと思います。なぜなら、盛土や埋立てをする場合は、それも含め区画整理の手続きをすべきと書かれているからです。盛土を区画整理手続きに載せないのは、違法かは別にしても、少なくとも土地区画整理法の趣旨を逸脱するように見えます。</p> <p>通常の堤防整備は公有地のため問題ありませんが、高規格堤防は私有地に盛土することがあります。（そもそも高規格堤防の事業は、堤防部分を買収し公有地としなくとも、私有地のまま利用が継続できることが、事業のウリの一つです。）私有地に盛土するには、普通に考えれば私有地の所有者の同意・許可が必要です。しかし、その同意・許可を正面から正当に得ることなく、区画整理の換地の手続きを通じ出来てしまうように解釈しているため、盛土してほしくない土地所有者に、その点を法的に突っ込まれ、上記訴えが起こされています。</p> <p>法令の解釈は裁判所の判決によるとしても、そもそも私有地に盛土する法的権限がないと疑義を持たれること自体が良くありません。本来は、このような疑義を持たれないよう法令を制定改正し整備すべきです。</p> <p>法的に疑義（強く言えば不備・欠陥）があることにより、土地区画整理事業による高規格堤防の整備の妨げとなる事態は当然避けるべきであるところ、それを改善する動きは寡聞にして存じ上げません。</p> <p>交付金という財政面も大事ですが、法的な面もしっかりと整備することにより、区画整理の場合の住民の理解の増進にも資するところが大きいと思います。その点についてご説明願います。また本件まとめでも触れてほしいです。裁判係争中だとして避けることがないように願います。また、これに触れず、法令が整備されない場合は、今後も土地区画整理の場合の法的リスクはそのままとなり、法的欠陥の指摘により事業に支障が出ることも充分考えられます。</p> <p>【特別区からのご意見中の、区による違い】</p> <p>連絡会議第3回参考資料3「災害に強い首都「東京」の形成に向けた取り組み方策（案）について（意見照会）」及び「特別区からのご意見」についてです。</p> <p>特別区からのご意見中、高規格堤防についての意見が、江戸川区から突出し</p>
19	1	

		<p>て多く（高規格堤防への取組みが前向き）、また、葛飾区などの意見では、見方によっては高規格堤防に後ろ向きな意見が出ていると思います。この差の要因は何なのか、各区の固有の事情のなのか、単に各区の取組み姿勢の違いなのか、国や都の支援の在り方が影響しているのかどうか、ご説明願います。また、本件まとめでも触れてほしいです。</p> <p>高規格堤防や高台の事業推進の際に、各区による違いが何故なのかは、理解の促進に資すると思います。</p> <p>【イーガブ】</p> <p>国土交通省が関わっている意見募集（パブコメ）なのに、国・政府のイーガブによるパブコメに掲載が見当たりません。想像するに、東京都との共同の意見募集が、イーガブの掲載基準に当てはまらないからだと思います。</p> <p>しかし、本件はイーガブにも載せ広く意見を募るべきものです。また、イーガブ掲載基準に当てはまらないのが理由であれば、掲載基準を見直すべきです。</p>
全体		

『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』に関するご意見

① 氏名 (フリガナ)			
② 住所 (都道府県名) 東京都	(区市町村以下) 港区		
③ 電話番号		電子メールアドレス	
④ 職業		⑤年齢	⑥性別
⑦ご意見			
中間まとめ 該当箇所		内容 (中間まとめの該当箇所ごとに簡潔に記述してください)	
頁	行		
P.2	1	① 防災・減災都市づくりの考え方について 「首都「東京」を守り、そして厳しい国際都市間競争にも対応できる抜本的な防災・減災対策を、水害対策、地震対策の両面で考える必要性に迫られている。」とあるが、ハード・ソフト両面から総合的な対策を進めていく事が重要である。 とりわけ、インフラ整備のようなハード対策には時間を要するため、長期的な時間軸の中で防災・減災対策の優先順位を考え投資していくと共に、ソフト対策と連携し、相乗効果を発揮できるよう検討すべきである。また、官民連携により各々の役割分担を明確化し、民間事業者の取り組みに対する公共貢献の評価や税制・補助金等のインセンティブを確保する事も重要である。	
		【水害対策】 ② 民間建設物での避難スペースの整備・確保の促進 「都市開発諸制度を活用する建築物において、避難スペースの整備・確保を促進する仕組みを検討する。」とあるが、先般国交省より「都市における水災害対策の促進に係る容積率緩和制度の活用について」(技術的助言)が発出されたところである。水害対策の取組評価においては、公共公益施設、割り増し係数等の防災貢献とその評価についての考え方を明示し、民間の積極的な取り組みを図っていくべきである。	
P.21	7	③ 河川沿い地域以外における、避難路・面整備に対する支援 河川沿いの地域において、「避難路、歩行者デッキの整備等に対し、社会资本整備総合交付金及び防災・安全交付金等により支援する。」とあるが、ゲリラ豪雨等による浸水リスクがある地域においても避難路整備や浸水対策に資する取り組みについて交付金等の支援をしていくべきである。	
		【地震対策】 ④ 免振・制振の評価について 地震対策を促進する仕組みとして、建物の免震・制振構造への取り組みを評価する必要がある。R3 年度国交省税制改正要望において、「生産設備を含む事業用	

		施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靭化税制（仮称）の創設」が掲げられており、国も耐震化を促進する仕組みについての重要性は認識している所である。都心の国土強靭化に向けて、オフィスビル・住宅・商業施設等について免振・制振の取り組みへの税制措置や補助金等を設けるべきである。
P.27	17	<p>⑤ 容積率緩和等による、民間事業者の取組の誘導</p> <p>「都市開発諸制度等の活用により、木造住宅密集地域の基盤整備や環境改善、受け皿住宅の整備等の取組を新たに評価し、容積率を緩和する」とあるが、国際競争力強化に資する災害に強い首都東京を実現するためには、木造住宅密集地域だけでなく、都心部等における老朽建築物が密集する地域等においても、再々開発等により環境改善を誘導する措置を設け、より一層災害対策の推進していくべきである。</p>
P.2	24	<p>⑥ 地震対策 全体（一時滞在施設について）</p> <p>「感染症との複合災害になり、国民・都民の生活や社会経済活動は混迷を極めることが容易に想像できる。」とあるが、コロナ対策の観点から、建築物内においてフィジカルディスタンスを確保したゆとりのある空間を確保することが重要である。特に自然災害が起った際、一時滞在施設において建物内に十分な空間を確保し、複合災害に備える必要性が高まっている。感染症対策に資する部分の容積不算入等の措置や感染症対策への補助金支援の拡充により、一時滞在施設・避難場所における安心・安全でゆとりある空間整備を促進していくべきである。</p>

『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』に関するご意見

① 氏名 (フリガナ)			
② 住所 (都道府県名) 東京都	(区市町村以下) 港区		
③ 電話番号		電子メールアドレス	
④ 職業		⑤ 年齢	⑥ 性別
⑦ ご意見			
中間まとめ 該当箇所		内容 (中間まとめの該当箇所ごとに簡潔に記述してください)	
頁	行		
20	39	<p><意見></p> <p>海外の他の都市と異なり、地震災害が多い日本。近年では、ゲリラ豪雨や巨大台風による風水害も多発しています。</p> <p>このような中でも都市機能を維持しうる「災害に強いまち」を形成するには、高台まちづくりなどの建築面での推進に加え、「まち」を動かす「エネルギー源」の整備・推進が不可欠です。安定したエネルギー供給は、エネルギー会社の変わらぬ使命であるものの、建築物の機能維持のための設備は、民間の自助努力だけではなく、政策的な誘導が重要です。</p> <p>具体的には、非常時には電源となり、環境負荷低減にも資する、自立・分散型電源の常用設置を政策的に推進する事で、建築物機能継続のためのエネルギー源の多重化を推進し、災害時においても都市機能を維持できる、真に「災害に強いまち」が実現できる様、下記項目の追加をご提案いたします。</p> <p>項目追加</p> <p>5. 災害に強い首都「東京」を形成するための具体的な取組方策</p> <p>5.1 水害対策</p> <p>5.1.2 高台まちづくりの推進（線的・面的につながった高台・建物群の創出）</p> <p>3) 避難スペースを確保した建築物の整備・確保 (20 頁 39 行に以下を追加。)</p> <p>④建築物機能継続のためのエネルギー源多重化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物への電気供給がストップしてしまうと、照明、通信設備、空調、エレベーター、給水設備等のライフラインが使用不可能になり、建築物の機能継続が確保されない。 ○ 建築物の機能継続のため、太陽光発電、ガスコーチェネレーション等の自立・分散型電源による電力供給等、エネルギー源の多重化を計画段階から誘導していく。 	

以上

『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』に関するご意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(区市町村以下)	
	東京都	江戸川区	
③電話番号			電子メールアドレス
④職業	自由業	⑤年齢	78
⑥性別	男		
⑦ご意見			
中間まとめ 該当箇所		内容 (中間まとめの該当箇所ごとに簡潔に記述してください)	
頁	行		
25	29	令和元年9月付「中間まとめ」の過去、現在、未来に及ぶ分析、展望 その対応策に感想を表します。 次の通り、素人ですが私見を述べさせていただきます。	
5	28	……いる。“共生社会の実現する平和都市であり、世界の首都となるべく、” “を継続加入(?)	
17	34	○江戸川区の東西南北に渡る鉄道整備、新規等、移動手段計画と検討する。 “”と明示したい	
20	5	○国・都・区の公共交通機関を中心とする避難スペースを確保し、民間既存高層住宅の緊急時一時共同生活として活用協力体制を整える。 “”と付加したい	
20	16	○江戸川区においては、すべてこの新設高層施設建物に避難スペース確保を法制化し、既設建物においても避難スペースとなる場所を確保する。 “”と付加したい	
20	38	○新設高層施設建物に限り、屋上階への防衛機能を整備する。既設建物も屋上階への移設を図るようにする。 “”と付加したい	
27	29	③民有地の活用による公共施設、緑園化等の環境整備	
	30	○民間の長期不利用建物と公共団体が公示価額等による買収により、高省化など不燃化・耐震化の避難スペースとなる公共施設、緑園化を図る。 上記“”と付加したい	

(別添：意見提出様式)

『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』に関するご意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名) 東京都	(区市町村以下) 江戸川区	
③電話番号		電子メールアドレス	
④職業	自由業	⑤年齢 78	⑥性別 男
⑦ご意見			
中間まとめ 該当箇所		内容 (中間まとめの該当箇所ごとに簡潔に記述してください)	
頁	行		
28	20	<p>“(4)避難認知の登信”</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共団体設置による防災法律やメディア機関等によって多面的手段、危機認識を確認させることが必要です。特に都市構造の変化から防災と総合的配備、機密情報について再検討する。 ○避難は生きて行動して命を守る生命市民権です。老・若・障・女始め公共交通機関への危機意識や徹底による警戒と機能強化と國民の意識を高め、”生き残り”と”生き抜く”を併用して実現する。 <p>意識しつつ、”国民、都民を始め、国、在、訪都民、そして関係機関等すべての”関係者が一体となって… 上記”生き残り”と”生き抜く”</p> <p>以上です。</p>	
29	32	<p>(※)乱暴な立場(失礼)はございません。</p> <p>この意見はすでに連絡会議にて検討されており且料していなかったのであくまで意見したことになります。 一見いたりればと有ります。</p> <p>ありがとうございました。</p>	

No 2-2

『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』に関するご意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名) 東京都	(区市町村以下) 江戸川区	
③電話番号		電子メールアドレス	
④職業	団体職員	⑤年齢 64	⑥性別 女

⑦ご意見

中間まとめ 該当箇所		内容 (中間まとめの該当箇所ごとに簡潔に記述してください)
頁	行	
19	12	<p>高規格堤防（国）とスーパー堤防（都）とありますが、私たち、一般の住民にはこの2つの違いがわからないのが実情です。専門家の方々やよく学習されている方だけでなく、素人である私たちにも、この2つの堤防の違いをきちんと知らせてください。</p>
14	37	<p>私は、70%が0m地帯と言われている江戸川区の住民ですが、浸水被害の想定がされていない清新町に住んでいっているので、万が一のときは、避難してきた人たちを受け入れることを考えなければならないと思っています。</p> <p>現在江戸川区で整備されている高規格堤防は、壊れない堤防として整備していると説明されています。堤防ですから、もちろん川のそばにあります。荒川と中川が合流する地域に住んでいる私としては、水害の恐れがあるからと、いくら高台化しても川のそばの堤防や公園に避難するというのは、どう考えても怖いと思います。</p> <p>昨年の豪雨で決壊した千曲川の堤防は、100年に1度の大震にも対応できると言われてきた盛り土による堤防です。けれども、決壊の原因は「越水」によるものだということでした。</p> <p>高規格堤防は、全部つながれば、確かに洗面器の底だと言われる江戸川区を囲んで水害から安全に守ってくれる堤防であるのかもしれません、何百年もたたないと結果の出ない堤防整備です。それより、このところの気候変動いで頻繁に起くる大型台風や豪雨への対策を急いでほしいというのが正直なところです。</p> <p>もっと時間もコストもかかる堤防整備をお願いします。</p>

(別添：意見提出様式)

『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』に関するご意見

① 氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
② 住所 (都道府県名)	(区市町村以下) 埼玉県 さいたま市 [REDACTED]				
③ 電話番号	[REDACTED]	電子メールアドレス	[REDACTED]		
④ 職業	会社員	⑤年齢	60	⑥ 性別	女
⑦ご意見					
中間まとめ 該当箇所 頁 行	内容 (中間まとめの該当箇所ごとに簡潔に記述してください)				

2	31	小松川スーパー堤防のボックスカルバートを通過する補助 122 号線は、江戸川区内で唯一、国交省 HP 「アンダーパス部の道路冠水注意箇所マップ」に掲載されている。実際、2016 年 8 月 2 日の豪雨では、冠水により通行止めとなった。内水氾濫に極めて脆弱な状況をつくってしまったのが小松川スーパー堤防である。視察された国交大臣、東京都知事はこうした事実をご存じか？ 今後、篠崎地区でも同様のボックスカルバートが採用されることになっていることを懸念するものである。
10	9	その効果はどのように実証されているのか示されたい。
10	12	川に沿った堤防が氾濫時の緊急的な避難場所になるとは、現実にそぐわない非常識な判断である。氾濫時には川から離れることが鉄則である。
10	13	北小岩のスーパー堤防では、施行区域の半分以上で、宅地としての地盤強度が確保されていないことが判明した。盛り土をやり直したことから、不均一な地盤となった。良好な住環境が提供されたとは言えない。
11	16	整備率は、断面が完全に確保された数字を公表すべきである。
14	37	「越水しても堤防が決壊せず」とのことだが、それはいつ、どう実証されたのか示されたい。それが期待されている、ということに過ぎないのではないか。過去には大雨による法面崩落や、東日本大震災において盛り土に不具合が発生した事実を重く受け止めるべきである。
14 及び 16	38 及び 4	高規格堤防の対象 5 河川における完全整備率は、事業創設から 33 年経ちながら、120 km 中 3.4 km、わずか 2.8% である。部分的整備であっても長期間を要すこと、また、下流域は住宅密集地が多いことから、住民合意に時間を要することは自明であり、昨今頻発する大規模水害への対策としては不適切な工法である。
17	13	「多い」とあるが、むしろ、そのようにすることが制度の建てつけであり、表現を修正すべき。
17	16	図面表示にあたっては、流域住民及び流域自治体と慎重な議論がなされるべき。
17	24 及び 31	盛り土の安全性について、施行方法の確認も含め、地域住民及び各自治体で議論する必要がある。
17	40	本段落記載事項はいつ、どう実証されたのか示されたい。それが期待されている、ということに過ぎないのではないか。
18	9	地域住民及び各自治体の意見をよく聴きとり、十分議論すべきである。
18	25 及び 35	堤防は堤防として強化すべきであり、堤防の上を宅地にすることは避けるべき。高規格堤防は長い期間と莫大な費用を要し、しかも部分的にしか整備できない。住民に移転を強いることから住民生活への影響も甚大である。水害が激甚化、頻発化する今日、短期間に広い範囲で有効な堤防強化策を講じる必要がある。東京においても高規格堤防に固執せず、浸水を防ぎ、決壊に至る時間を引き延ばす「アーマーレビュー」などの耐越水堤防を採用すべきである。
19	34	避難場所等として公園を高台化する場合、河川に近い公園は安全と言えず不適切である。

『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』に関するご意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	東京都	世田谷区	
③電話番号		電子メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別

⑦ご意見

中間まとめ 該当箇所 頁 行		内容 (中間まとめの該当箇所ごとに簡潔に記述してください)
12	5	<p>(課題) に以下の項目を追加</p> <p>○さらに東京の西部から南部を流れる多摩川においても破堤氾濫が発生した場合、壊滅的な被害が予想され経済社会活動に甚大な影響を与えることが懸念されるが、多摩川の治水上の課題として、洪水調節施設が設置されていないことも挙げられる。</p>
16	19	<p>5.1.1 の 1) 洪水調節施設の整備の推進 に以下の項目を追加</p> <p>○多摩川の負担軽減のため、東京外かく環状道路(関越～東名)の東名JCT(仮称)から掘進中の本線トンネルを多摩川の支川である野川とその支川である入間川あるいは多摩川の調節池、および合流式下水道の貯留施設に転用する。</p> <p>理由：</p> <p>2015年の野川流域人口は約80万人。東京都の野川流域河川整備計画では、供用中の調節池を含め野川で約80万m³、仙川で約26万m³、入間川で約2.9万m³の調節池を整備する計画ですが、具体的な場所などは検討中です。また、野川流域内にある市部の大部分は汚水と雨水を同一の管きょで排除する合流式下水道で整備されており、野川処理区から発生する汚水が雨天時には下水の一部が未処理のまま野川に放流されるという問題もあります。</p> <p>今年度の関東地方整備局事業評価監視委員会で外環は「事業継続」が了承されました。しかし資料を見ると、事業費は2兆3575億円で当初の2倍に増加、費用便益比(B/C)は1.01へ当初の3分の1に低下しました。今回の増加要因を見ると中央JCTの地中拡幅部だけで計5360億円増加。中央JCTと同様に技術的難易度が高いとされる青梅街道ICについてはまだ計上されておらず、今後3兆円に達し、B/Cは1を下回る可能性があり、事業継続は困難です。</p> <p>外環事業で掘進中の本線トンネルは直径15.8m、北行と南行の2本あり、東名JCT部について10月14日7時時点のシールドマシン位置は、北行がJCTから3526m、南行がJCTから4413mとなっています。</p> <p>2本のうち1本は野川とその支川である入間川の調節池に、1本は合流式下水道の貯留施設にすることが考えられます。野川沿いには小田急電鉄の電車基地もあります。万一野川が氾濫すると小田急沿線全体にも影響する恐れがあります。</p>

29 15

野川や入間川との接続設備や、強度が不足する場合は追加工事が必要になるかもしれません、地中拡幅部は不要ですから外環よりは事業費が抑えられそうです。また、貯留量に余裕があり、東名高速道路の地下で多摩川と接続することができるなら、トンネルのうち1本は多摩川の調節池にすることも考えられます。

6 おわりに に以下の項目を追加

○このためには、気候変動の緩和策が第一、そして水害を未然に防ぐことを優先すべきであり、これまでの施策を分野横断的に見直す必要がある。

理由：

自動車から排出される二酸化炭素（CO₂）、窒素化合物（NO_X）、浮遊粒子状物質（SPM）の量は、自動車の走行速度が高まるにつれ減少する傾向があるとされ、環状道路の整備によって交通の流れがスムーズになり走行速度が向上するとともに、走行量が削減されれば、排出ガスの大幅な削減が期待でき、大気環境が改善されると言われてきました¹⁾。国土交通省への情報公開請求で入手した文書から、近年開通している圏央道や外環千葉区間の状況を申し上げます。

1. 圏央道開通後の状況

【2017年2月に圏央道の境古河IC～つくば中央ICが開通】

1-1 誘発交通で交通量が増大

開示文書²⁾によれば、この開通により関東全域で高速道路を利用して成田空港、牛久大仏、茨城港へ向かう交通量が増加しましたが、大型車の増加はわずかで、大きく増加したのは小型車でした。また、圏央道（茨城区間）を走行する車両は周辺一般道から転換した車両もわずかにありますが、「その多くは誘発交通によるもの」と分析しています。（図1）

1-2 救急自動車の所要時間は延伸傾向

開示文書²⁾では、医療面での現状整理も行われています。2015年中の救急自動車による現場到着所要時間は全国平均で8.6分、病院収容所要時間は、全国平均で39.4分となっており、どちらも延伸傾向にあります（図2）。同じデータで1都4県（茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）を見ても同様の傾向です。

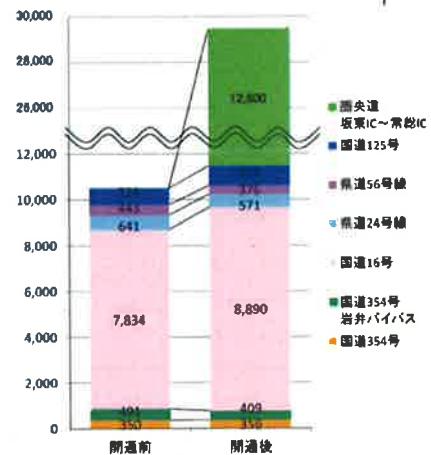


図1 圏央道茨城区間開通前後の交通量の変化

出典：開示文書²⁾ 2-105 頁、ETC2.0 データを利用し開通前 2017.1.1-1.31 と開通後 2017.3.1-3.31 を分析。対象路線は圏央道茨城区間と並行する主要な国道と県道。

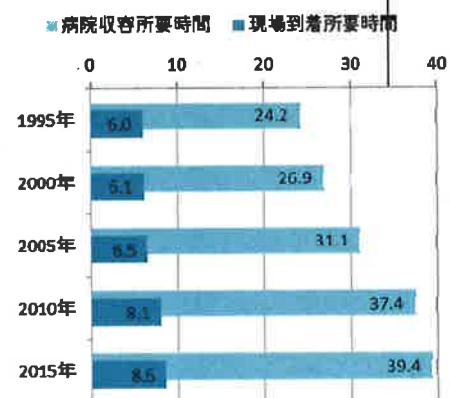


図2 救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移

出典：開示文書²⁾ 5-253 頁、元の出典は消防庁「平成28年版 救急・救助の現況」2016.12。現場到着所要時間は119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間、病院収容所要時間は119番通報を受けてから病院に収容するまでに要した時間。

1-3 混雑時旅行速度は低下

他の開示文書³⁾でも、2010年度末から2015年度末までに圏央道の一部や中央環状品川線が整備されたにもかかわらず、関東管内の一般都県道以上の道路の2015年度混雑時旅行速度は、2010年度から関東の全都県で低下しています。(図3)

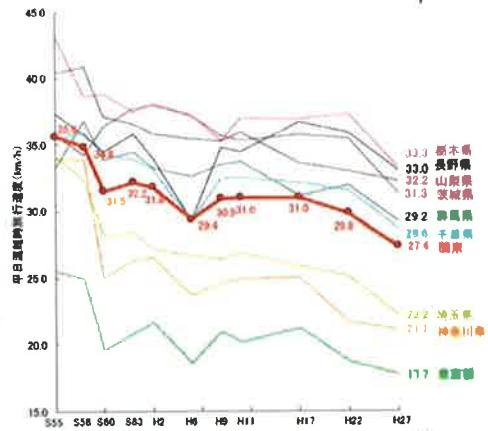


図3 都県別混雑時旅行速度の推移(一般都県道以上)

2. 外環千葉区間開通後の状況

【2018年6月に外環の千葉区間

(三郷南IC～高谷JCT) が開通】

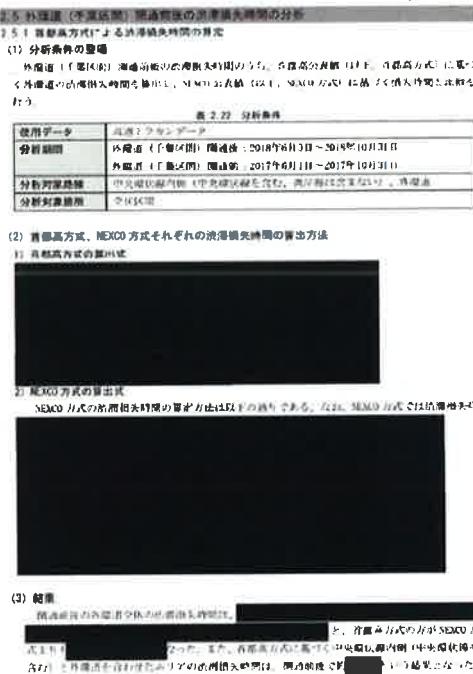
2-1 渋滞損失時間の算出方法は不開示

関東地方整備局は記者発表資料「東京外かく環状道路（三郷南IC～高谷JCT）開通後の整備効果」2019.1.9 および2019.12.25 の中で、「中央環状内側の首都高（中央環状含む）の渋滞損失時間が約3割減少」したと主張しています。しかし作成元の開示文書⁴⁾では渋滞損失時間の算出方法は首都高方式もNEXCO方式も不開示です（図4）。担当者に聞いたところ「首都高もNEXCOも公表してほしくないと言っている」とのこと。同じ資料にある国土技術総合研究所の数字は「2割減」となっており、効果に疑問があります。

2-2 外環埼玉区間の速度が20%以上低下

走行速度については、「首都高の中央環状線の東側区間、および外環道と中央環状線を結ぶ首都高の速度が向上している」そうですが、「外環道（埼玉区間）では全体的な速度は低下傾向にあり、中には20%以上低下している区間も見られる」⁴⁾とのこと。効果より影響のほうが多いようです。

(図5)



2-3 外環埼玉区間などの交通量が増加

交通量についても「外環道（埼玉区間）では1割以上、外環道と圏央道を結ぶ放射道路では5%以上の交通量が増加している」「京葉道路・東関東道の交通量が1割前後増加している」⁴⁾と書かれています。やはり影響のほうが大きく見えます。（図6）

2-4 大型車は外環埼玉区間で2割以上増加

このうちの大型車についても、「外環道では2割以上、外環道と圏央道を結ぶ放射道路では5%以上の交通量が増加している」「京葉道路・東関東道の交通量が5%前後増加している」⁴⁾そうですが、中央環状線や都心環状線については記述がなく、図を見てもほとんど変化が無かったことが分かります。（図7）

2-5 鉄道からクルマに手段変更

開示文書⁵⁾によれば、外環千葉区間開通に伴い、普段の外出における主要な交通手段を変更した人のうち「鉄道からクルマに変更した方が46%と最も多い」ということです。

以前外環埼玉区間開通後の状況を調べたところ、日常的に利用する交通手段（通勤・通学）は歩歩・鉄道・電車・バスが減少し自家用車が増加していました（図8）。詳細データが入手できる川口市・浦和市（現さいたま市）を調べてみると、川口～浦和・草加、浦和～川口・戸田など外環に沿った市への車移動が増加していました。誘発交通の一種である「手段変更」と「目的地変更」が起こっているようです。



図6 外環千葉区間開通前後の交通量
全車全日(変化率)

出典：開示文書4) 2-7頁

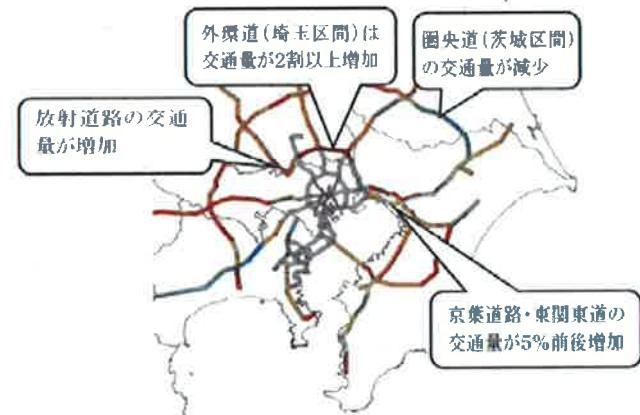


図7 外環千葉区間開通前後の交通量
大型車全日(変化率)

出典：開示文書4) 2-23頁

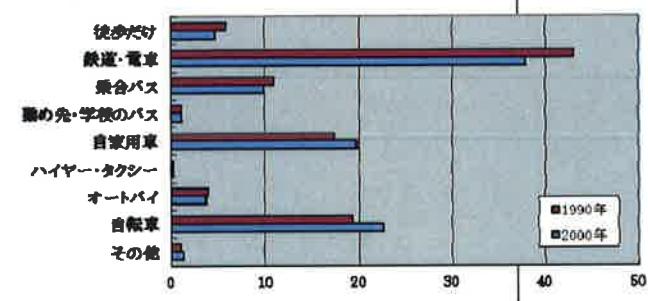


図8 外環埼玉区間開通前後の交通手段変化

出典：江崎美枝子「外環埼玉区間の現状」第22回PII外環沿線会議資料 2006.11.16、江崎美枝子+喜多見ポンポコ会議

『公共事業と市民参加』2007.6、学芸出版社。元の出典は総務省統計局『国勢調査報告』。「常住地による15歳以上自宅外就業者・通学者数」の9区分（1990年は10区分）

で、外環沿線の三郷市・八潮市・草加市・川口市・浦和市・戸田市・和光市を合計。和光IC～三郷JCTは1992年開通。

国土交通省は道路分野における地球温暖化対策を推進するため環状道路整備等の交通流対策を推進すると言っていますが、逆行していることになります。

最後に、入手した開示文書の中から、1都4県における物流活動の状況を申し上げます。開示文書²⁾では、物資輸送の変化を把握・分析しています(図9)。貨物量①②でみると発生・集中ともに概ねどの地域も減少、トラック台数ベース③④⑤でも減少しており、特に圏央道沿線以外の東京都は激減しています。東京都市圏から発生する貨物をトンベースでみると、工場と物流施設で全体の9割弱を占めていますが、これら施設から発生するトラック台数⑥も同様に減少しています。トラック以外の輸送手段も含む全機関の流動量は埼玉県、千葉県、東京都において2010年から2015年にかけて増加していることから、首都圏に着地をもつ物資流動ではトラックの分担率が近年減っていることを意味しているということです。

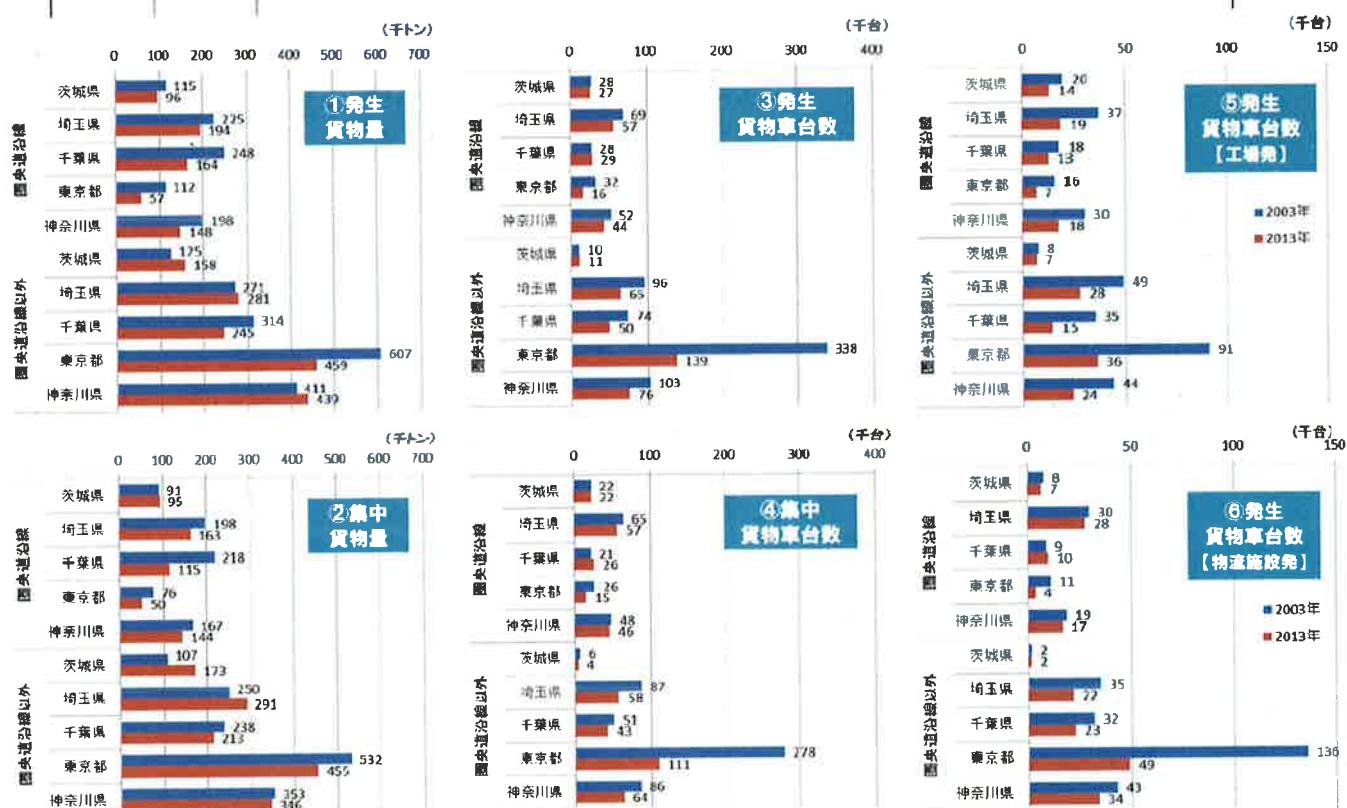


図9 物流活動の経年変化 出典：開示文書2) 3-207～3-213頁、元の出典は東京都市圏物資流動調査

国民・都民の命と暮らしを守り、首都「東京」を守り、そして厳しい国際都市間競争にも対応できる対策は何なのか、事実やデータを直視し、早急に政策の精査と見直しが必要です。

- 1) 国土交通省関東地方整備局・東京都都市整備局「東京外かく環状道路（関越道～東名高速）これまでの検討の総括」2005.9
- 2) オリエンタルコンサルタンツ「平成29年度首都圏3環状道路整備効果検討・検証業務 報告書」2018.6
- 3) 社会システム「H28関東管内道路交通調査分析検討業務 報告書」2017.3
- 4) オリエンタルコンサルタンツ・計量計画研究所設計共同体「平成30年度 首都圏環状道路整備効果検討・検証業務 報告書」2019.3
- 5) 長大「H30首都国道管内交通調査分析検討業務 報告書」2019.3

上記のうち開示文書2～5についてはウェブサイト
(http://p-report.jpn.org/g41_dataup00.html)に掲載しています。

『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』に関するご意見

① 氏名 (フリガナ)			
② 住所 (都道府県名) 千葉県	(区市町村以下) 八千代市		
③ 電話番号		電子メールアドレス	
④ 職業	無職(学生)	⑤年齢 67	⑥性別 男
⑦ご意見			
中間まとめ 該当箇所		内容 (中間まとめの該当箇所ごとに簡潔に記述してください)	
頁	行		
PO	L10	<p>[災害に強い首都「東京」形成ビジョン]</p> <p>本ビジョンは流域治水への転換と防火建築への移行が強調されているが、東部低地での流域治水の目標水準はきわめてあいまいなビジョンであり、また、老朽木造建築物をただちに防火建築へ再築することは高齢者・低所得者へのきわめて強い圧力となるビジョンであることから、本ビジョンはその場所に居住する人々の視点が決定的に欠けていることが強く危惧される。流域治水にせよ、防火建築移行にせよ、その目標となる絵姿やその実現可能性およびその絵姿を採用する十分な裏付けが大切である。</p> <p>意見のとりまとめの基礎として、特別区の意見を聴取したことであるが、23特別区のうち特別区の意見が提出されていたのは14特別区であり、6割にとどまっている。そのなかで、本ビジョンが謳う、流域治水や高台まちづくりに関係が深いと考えられる東部低地や荒川沿川に位置する7特別区（板橋区、墨田区、江東区、北区、足立区、葛飾区、江戸川区）のうち、江東区は意見提出が見当たらなかった。意見が提出されていた14特別区のうち、「高規格堤防」に言及しているのは板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区の4特別区であり、残る墨田区、北区は「高規格堤防」に言及していない。また、特別区の意見の中に「高規格堤防」という単語が含まれていたのは多い順に、江戸川区18個、葛飾区5個、板橋区4個、足立区2個であり、江戸川区が「高規格堤防」に突出して言及していることが見て取れる。その江戸川区は、高規格堤防を国とともに推進するにあたり、そのためのしくみとして、事業の必要性を国が周知する、種地取得・先行買収を国が行う、先行買収に係る移転補償費も国が持つなど、役割、費用面について細かく要望している。それに対して、残る3特別区は、板橋区は、高規格堤防の必要性について、国が主体となって周知するべきとし、足立区は、盛土した事業区域の引渡し後に地盤の強度不足や沈下等による影響が確認された場合は、河川事業者が責任を持って対応するよう要請し、葛飾区は、高規格堤防特別区区域の公表にあたって沿川自治体が抱える懸念の払拭を求め、荒川沿川では多くの地区で密集住宅市街地整備促進事業が進められていて土地区画整理事業等の街づくりを契機とした高規格堤防事業の推進は難しい状況であると述べている。高規格堤防に言及した4特別区のうち、江戸川区を除いたこれら3特別区の意見を見ると、決して「高規格堤防整備事業」に積極的な立場をとっていないもしくは</p>	

		<p>反対の立場であることが判る。これらのことから、今回のビジョンにおいて「高規格堤防整備事業」を詳細に取り上げることは、十分に醸成された議論の結果とは言えず、きわめて不適切と言わざるを得ない。</p> <p>1000年を見越したビジョンと謳うのであれば、真摯かつ高邁な思想とともにその政策は特別区を含め、住民すべての支持を受けうることが最重要である。少なくとも、本ビジョンに高規格堤防事業を採用する立場は根底から再考する必要があると見受けられる。</p>
P2	L8～L10	<p>[万が一、荒川や江戸川等が決壊した場合には、いわゆるゼロメートル地帯等を中心に、広域で長期間に渡る壊滅的な被害が想定されている。]</p> <p>「いわゆるゼロメートル地帯等を中心に、広域で長期間に渡る壊滅的な被害が想定される」のは、「荒川や江戸川等が決壊する場合」とあるが、どのような決壊が起きた場合であるのか、どのような氾濫流が起きた場合であるのかがきわめてあいまいである。荒川や江戸川が決壊にしたすべての場合に広域で長期間に渡る壊滅的な被害が生じると誇大な主張して努めて不安を煽る表現であると見られる。</p> <p>ここには1000年を見越した水害対策のビジョンの元となる視点を、搖るぎない根拠とともにその危険性を位置・規模を含めてすべての関連住民が納得できる視点を提示することが必要であると考えられる。</p> <p>[] 内すべてを見直す必要がある。</p>
P2	L13、L16～L17	<p>[これらの自然災害] [世界全体に影響を及ぼすおそれ]</p> <p>荒川や江戸川等が決壊するすべての場合と首都直下で発生するすべての地震が世界全体に影響を及ぼすという表現は、それらの場合がきちんと整理されていない限り説得性が全くない。</p> <p>決壊の位置や規模および地震の位置や規模について明確な表現が必要である。</p> <p>[] 内すべてを見直す必要がある。</p>
P2	L31～L32	<p>[防災まちづくりの先進地域である高規格堤防整備と市街地再開発を一体的に実施した江戸川区小松川地区]</p> <p>高規格堤防整備と市街地再開発を一体的に実施した江戸川区小松川地区を先進地域と評価しているが、はたして1000年を見越した災害に強い首都「東京」形成ビジョンという理念に照らして、本当に先進地域と言えるのであろうか。</p> <p>小松川地区の高規格堤防整備は既存の集合住宅（マンション）を回避した堤防設置であり、上流・下流の将来的接続の見通しのないボックスカルバート設置があり、公園を除いた高規格堤防部分での防災機能は極めて限定的であると見受けられる。</p> <p>また、「高規格堤防整備と市街地再開発を一体的に実施」することが適切な手法であろうか。江戸川区北小岩一丁目東部土地区画整理事業と北小岩高規格堤防整備事業においては、東京都は土地区画整理事業の認可の過程で東京都都市計画審議会で土地区画整理事業に反対する意見書約900通を一括して不採択とし、江</p>

		戸川区は建物の除却に応じない6軒のうち1軒に対し直接施行（強制執行）という強引な手段をとってはじめて高規格堤防整備事業へ事業地の引き渡しをすることができたのであって、江戸川区が提唱する「高規格堤防整備と市街地再開発を一体的に実施」する手法はきわめて強権的な方策であったのである。 少なくとも「先進」地域という表現は本ビジョンとかけ離れた表現であると考えられ、削除が必要である。
P3	L1～L2	[特別区の意見も聞き、東京の実情を踏まえた防災まちづくりを強力に推進する] 東京の実情を踏まえた防災まちづくりを強力に推進するためには、広く意見を収集し、議論を十分に踏まえた方策を定めるべきであり、その判断根拠は明確に示されるべきである。 しかし、特別区の意見を見ると、高規格堤防の推進を強力に述べているのは江戸川区のみであり、江東区の意見は見当たらず、意見の中には「ほとんどが浸水想定区域でかつ小規模住宅密集地に高台まちづくりは現実的でない」、「高規格堤防事業の課題、解決策への言及がない」、「土地引き渡し後の地盤強度不足や沈下については国が責任を持って対応を」、「整備が困難な区間については、予め区域から除外することも検討願う」といったものや、事業範囲内の並行河川の取り扱いに言及している特別区も見受けられる。 これでは、東京の実情を踏まえた防災まちづくりのビジョンが熟成されているとは見受けられず、少なくとも高規格堤防を強力に推進するという方策は浮かび上がりつて来ていないと言える。
P6	L1～L2	[利根川においては上流のハッ場ダムなどの洪水調節施設が機能を発揮] 令和元年東日本台風襲来時、ハッ場ダムは共用してまもない時期であり、ほとんど湛水されていなかったため、その貯水能力のほぼすべてが洪水調節として機能したものであり、通常の共用時の実質的洪水調節機能を用いないで洪水調節機能を評価することはハッ場ダムの洪水調節機能を過大評価していることになるという意見は多く見受けられる。 そのため、ハッ場ダムの洪水調節施設が機能を発揮したという表現はきわめて不正確なものであると言える。
P6	L37～L38	[ゼロメートル地帯等を流れる荒川や江戸川、隅田川等において大規模氾濫が発生した場合] 「ゼロメートル地帯等を流れる荒川や江戸川、隅田川等において大規模氾濫が発生した場合」というのは、荒川や江戸川、隅田川等が流れる場所がすべてゼロメートル地帯と読み取られうるとしても不正確な表現である。「荒川や江戸川、隅田川等がゼロメートル地帯等を流下する箇所において大規模氾濫が発生した場合」と訂正すべきである。
P6	L38～	[短時間で広範囲に人口集中地域が浸水するとともに、氾濫流の影響により多数

	L39	の家屋倒壊等の被害発生】 大規模氾濫と氾濫流の因果関係が全く示されておらず、決壊との関係も示されていないきわめて不正確な表現である。決壊の位置・時間、氾濫流の位置・時間をきちんと想定して表記しなければ、決壊や氾濫が直ちに広範囲の浸水や多数の家屋倒壊という結果を導き出すことは不適當である。
P7	L4～L6	【洪水浸水想定区域内には】【東証一部上場の大手企業の本社、銀行及び証券・商品先物取引企業が多く存在する】 「東証一部上場の大手企業の本社、銀行及び証券・商品先物取引企業が多く存在する」箇所は「洪水浸水想定区域内」のどの場所であるかを表記しておらず、P6L33 の「東京の東部地域」や P6L37 の「ゼロメートル地帯」との関係が読み取れない。このような不明確な表現は、「東京の東部地域」や「ゼロメートル地帯」の浸水危険性を誇大に伝達していることになる。
P7	L9	【荒川の堤防が右岸 21km（東京都北区）で決壊】 荒川のこの箇所が決壊するという設定の妥当性が示されておらず、また決壊時の水位、継続時間も示されないままの結果推定はきわめて信憑性が疑われる。このような試算は科学的推定の基本を無視したものととられかねない。試算の前提条件を明確に示したうえで議論すべきであるし、1つの箇所のみの推定で全体を推し量ることは主張の信頼性を損なうものである。
P7	L19～L20	【想定規模以上の地震によって堤防が沈下・崩落した場合、洪水等とは無関係に大水害に至る】 意味不明である。「想定規模以上の地震」と「堤防の沈下・崩落」の関係が不明確であり、「堤防の沈下・崩落」が起きた際の沈下量・崩落規模が示されていないうえ、その際の河川の流量（水位）・溢水時間も示されていない。きわめて無責任な表現である。削除すべきである。
P8	L8～L10	【洪水、地震等による大規模災害が発生すると】【我が国全体の国民生活や経済活動に支障が生じるほか、海外にも影響が波及する】 大規模災害がただちに国全体や海外に影響が波及するというのは極めて拡大解釈であり、正常で落着いた議論をなくしてしまう危険が危惧される。 どのような洪水、地震であるのかを明確に表記すべきである。
P8	L12～L13	【ゼロメートル地帯等の水害対策】【検討を進めた】 「ゼロメートル地帯等の水害対策」は概念が不明確であり、そのまま検討を進めた今回のビジョンはほとんど意味をなさないことになってしまっている。
P10	L5～L7	【堤防の決壊を回避するために、通常の堤防と比較して堤防の幅を高さの 30 倍程度とする幅の広い高規格堤防の整備を進めている。】 高規格堤防整備は、問題・課題が多く、事業創設から 33 年経ながら、完全整

		<p>備延長は3.4km、整備率2.8%という事業である。基本断面形状が完成していない箇所も多い。そもそも、「堤防の幅を高さの30倍程度とする」ことの根拠がきわめて不明確である。高規格堤防設計水位が15cmまでの越流に対しては、越流による法面の洗堀に耐えるとされているが、堤防斜面や整備幅が不均等である等の場合、15cmまでの越流に耐える保証はない。ましてや、15cmを超える越流水深の場合は洗堀に耐える保証はそもそもないことになる。超過洪水の水位が計画堤防高を15cm以上超えることはないという保証もない。このように、「堤防の幅を高さの30倍程度とする」という根拠はきわめて曖昧であり、「30倍程度」に定める理由が全く見当たらない。</p> <p>1000年を見越したビジョンの検討に当たって、現状の高規格堤防整備の問題点や課題を整理や克服をしないまま、高規格堤防整備をビジョンの一翼に採用することはあってはならない視点であると言わざるをえない。</p> <p>もし、高規格堤防整備をビジョンの一翼に採用するときには、「堤防の幅を高さの30倍程度とする」ことの根拠が明確に示されていなければならない。</p>
P10	L8～L9	<p>[高規格堤防は、耐越水、耐浸透、耐侵食といった機能を有し、現時点において、越流による決壊を防ぐ効果を持つ唯一の整備手法]</p> <p>高規格堤防整備が「唯一の整備手法」という言及はとても不正確な表現である。「唯一」であることの根拠が明確に示されたことはない。もし1000年を見越したビジョンに見合う「唯一」であることの根拠が存在するのであれば、ビジョンに採用する以前に、照査結果をビジョンのはじめにセクションに記載することが必要である。</p> <p>また、「耐越水、耐浸透、耐侵食といった機能」についても、30倍幅の場合の高規格堤防設計水位が15cmであることに照らすと、越流水深が15cmを超えた場合に耐越水、耐浸透といった機能が満たされないことになるのであって、決して高規格堤防がすべての超過洪水に対して「耐越水、耐浸透、耐侵食といった機能」を発揮するとはとうてい言えない。</p> <p>さらに、高規格堤防の堤防高さは現状の河川整備計画の通常の計画堤防高さに等しく整備されるのであって、決して高規格堤防であるから堤防高さが高くなるというわけではない。</p> <p>あたかも高規格堤防であればすべての洪水に対して越水・浸透・浸食・崩壊に耐えうるという印象を与える「高規格堤防は、耐越水、耐浸透、耐侵食といった機能を有し、現時点において、越流による決壊を防ぐ効果を持つ唯一の整備手法」であるという表現は厳に避けて正確に述べるべきである。</p> <p>1000年を見越したビジョンの検討に当たって、現状の高規格堤防整備の問題点や課題を整理や克服をしないまま、高規格堤防整備をビジョンの一翼に採用することはあってはならない視点であると言わざるをえない。</p>
P10	L10～L11	<p>[一部区間が整備された場合や基本的な断面形状が完成していない場合においても、整備箇所の堤防の安全性が格段に向上]</p> <p>「一部区間が整備された場合においても、整備箇所の堤防の安全性が格段に向</p>

		<p>上」という表記は不正確極まりない。河川堤防は河川の流れに沿って連続して整備されるべきものであるが、一部区間に高規格堤防が整備された場合にはその上流・下流近傍は通常堤防のままであることになる。超過洪水によって越流が発生した場合、高規格堤防上を流下する越流は高規格堤防上のみを流下するとは考えにくく、上流・下流の通常堤防の近傍に流下すると考えられる。高規格堤防の斜面は流下方向に垂直な方向の斜面は洗堀に耐える斜度とされているが、高規格堤防が整備された上流端および下流端においてはその斜度は採用されておらず、ほぼ鉛直に切り取られている場合が多い。そのため、高規格堤防上から上流端および下流端に流下する越流水は洗堀能が通常堤防より高くなると考えられる。</p> <p>したがって、堤防の安全性が格段に向上するという考え方は流下方向に垂直な方向に限り適用の可能性がある限定的な考え方である。</p> <p>また、「基本的な断面形状が完成していない場合においても、整備箇所の堤防の安全性が格段に向上」するという考え方も「格段」という曖昧な表現であり、その根拠が示されていない。例えば高さ10mの堤防を高規格堤防の基本的な断面形状で整備する場合には幅300mが必要であるというところ、20m程の幅で整備された場合にも「耐越水、耐浸透、耐侵食といった機能」が「格段」に向上するとはたして本気で言うことができるのだろうか。</p> <p>基本断面を満たさず、途中で斜面が終了している場合にはその端部は通常堤防より大きな斜度をもつことになり、「耐越水、耐侵食といった機能」が「格段」に向上するとは言えないと考えられる。</p> <p>1000年を見越したビジョンの検討に当たって、現状の高規格堤防整備の問題点や課題を整理や克服をしないまま、高規格堤防整備をビジョンの一翼に採用することはあってはならない視点であると言わざるをえない。</p>
P10	L11～L12	<p>[氾濫時には周辺住民等の緊急的な避難場所や様々な活動拠点として機能する]</p> <p>高規格堤防は「氾濫時には周辺住民等の緊急的な避難場所として機能する」とは言っても高規格堤防特別区域に住民が居住しているときには、有効となる避難場所の面積はごく限られたものにならざるを得ない。また、高規格堤防特別区域は通常一定の斜度をもって既存地盤に擦り付ける設計になり、斜面を下るにしたがい地盤高は低くなってしまう。そのため、実質的な避難場所はさらに限られたものになってしまうことになる。数万人規模の避難場所を考える際に、数十人規模の避難場所を避難場所として公に効果として認定するという議論には、かなり無理があると言わざるをえない。</p> <p>「氾濫時には様々な活動拠点として機能する」という論点も大いに疑問が残る。大規模水害で孤立し、2週間援助が無いときに、高規格堤防の天端付近を活動拠点として機能させるという案には想像しがたいものがある。</p> <p>1000年を見越したビジョンの検討に当たって、現状の高規格堤防整備の問題点や課題を整理や克服をしないまま、高規格堤防整備をビジョンの一翼に採用することはあってはならない視点であると言わざるをえない。</p>
P11	L15～	[ゼロメートル地帯等を守る高規格堤防]

	L16	高規格堤防は越水深15cmまでの越流に耐える設計でしかなく、基本的な断面形状が完成していたとしても越流による決壊を防ぐ効果は限定的である。ましてや基本的な断面形状が完成していない場合にはその効果はさらに小さいと言える。高規格堤防が越流による決壊に耐えて「ゼロメートル地帯等を守る」ことができるの、超過洪水のほんの一部に過ぎない。また、そもそも、高規格堤防の堤防高さは計画堤防高であり、決壊せずとも越流を許している時点で「ゼロメートル地帯等を守る」ことにはならないのであって、高規格堤防整備を現状のまま続けることには意味がないと言える。それよりもまず年超過確率1/200の治水施設整備を耐越水堤防等を採用して確実に実現することが河川管理者の急務である。
P11	L18～ L19 L22 L34	[整備完了後であっても施設の能力を上回る洪水等が発生するおそれ] [施設の能力を上回る洪水が発生し、堤防が決壊する] [超過洪水対策としての高規格堤防の整備] 社会資本整備審議会河川分科会の気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会の令和2年7月の答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」の「流域治水」定義においても、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、①氾濫を防ぐ・減らす、②被害対象を減少させる、③被害の軽減、早期復旧・復興を多層的に取り組む前提に「河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う対策が取り上げられている。そして、河川整備基本方針の基本高水を見直し、気候変動を踏まえた基本高水を設定すべきとしている。一方、本ビジョンでは超過洪水対策としての高規格堤防の整備を挙げている。しかるに、高規格堤防整備は現状の整備計画における計画堤防高をその高さとしていて、対応できる超過洪水水位は計画堤防高に高規格堤防設計水位(15cm)を加えた水位が上限となっていることに加えて、高規格堤防特別区域には通常の土地利用を許していく地権者が建築物を建てて居住しているため、そのメンテナンスはほぼ不可能となっている。もし、河川整備方針の見直しにより基本高水が現状より大きい流量となった場合には、計画堤防高が更新されるにもかかわらず、整備済み高規格堤防の高さは計画堤防高に満たない状態になってしまう。現状の高規格堤防整備方策は超過洪水の大きさや気候変動に対応できないということになる。1000年を見越したビジョンの検討に当たって、現状の高規格堤防整備の問題点や課題を整理や克服をしないまま、高規格堤防整備をビジョンの一翼に採用することはあってはならない視点であると言わざるをえない。
P14	L37～ L38	[越水しても堤防が決壊せず浸水時の緊急的な避難高台にもなる高規格堤防] 高規格堤防についての誤った認識を基にしているため、高規格堤防整備は水害対策として不適切である。越水しても高規格堤防が決壊しないのは、越流水深が高規格堤防設計水位(15cm)未満の越水の場合であるため、「越水しても堤防が決壊しない」という認識は成り立たない。 また、確保できる避難高台はせいぜい天端幅程度であり、その収容能力は微々たるものでしかない。

		1000年を見越したビジョンの検討に当たって、現状の高規格堤防整備の問題点や課題を整理や克服をしないまま、高規格堤防整備をビジョンの一翼に採用することはあってはならない視点であると言わざるをえない。
P16	L5～ L6	[河川管理者等が主体となって行う治水施設の整備等を推進する] 社会資本整備審議会の答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」にみられる通り、現状の河川整備方針および河川整備計画を気候変動を踏まえた方針や計画、特に基本高水を見直すことがまずなされなければならない。治水施設の設計は方針や計画に則ったものである必要があるためである。
P16	L27～ L28	[荒川や江戸川等において、堤防整備等、治水対策を推進] 高規格堤防整備は性能限界、設計変更不可、避難場所不適等から採用すべき対策ではないので、「（高規格堤防整備を除く）」を明記することが必要である。
P17	L16～ L18	[高規格堤防の施行の幅を周知し、認識の共有を図るため、令和2年度より、河川整備計画に高規格堤防の施行の幅を縮尺1/25,000の図面に明示する。] 高規格堤防の幅が高さの30倍であるというのは、越流水深限界が15cmであることに依拠しているため、その根拠が不十分極まりない。基本高水を含む河川整備方針や河川整備計画の見直しにより、計画堤防高が変更されれば、その幅も変更されることになるし、越流水深限界をより実効的な値に見直すことが起こればそれによってもその幅は大きく変化する。したがって、高規格堤防の施行の幅を周知することに意味がほとんど見当たらず、周知することは不適切である。 そもそも、治水対策として高規格堤防は不適切であり、1000年を見越したビジョンに取り込むことをしてはならない。
P17	L25～ L26	[沿川の開発の機会を捉えた高規格堤防等の整備] 「高規格堤防整備」を削除。本ビジョンに高規格堤防整備は適合しないため。
P17	L38～ L39	[水害対策として高規格堤防等の必要性を連携し周知] 「高規格堤防の必要性」を削除。本ビジョンに高規格堤防整備は適合しないため。
P17	L40	[高規格堤防は、堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐ] 「堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐ」を削除。高規格堤防が堤防決壊に抵抗できる越流水深は15cmであり、堤防決壊をまったく起こさないという誤解を生じるため。
P17 P18	L40～ L1	[良好な都市空間・住環境の形成] 「良好な都市空間・住環境の形成」を削除。高規格堤防特別区域は斜面地に階段状の宅地を配置する設計となり、決して良好な住環境の創出ではない。
P18	L1～	[災害時には緊急的な避難場所や活動拠点になる]

	L2	「災害時には緊急的な避難場所や活動拠点になる」を削除。高規格堤防特別区域は通常居住空間として利用されているため避難場所や活動拠点になりうる箇所としては天端付近のみであり、避難場所や活動拠点を特長として述べることは不適切である。
P18	L3～L5	[一部区間が整備された場合でも、その区間は超過洪水等による堤防の決壊に対する安全性が向上する] 「一部区間が整備された場合でも、その区間は超過洪水等による堤防の決壊に対する安全性が向上する」を削除。高規格堤防が一部区間で整備された場合、その上流端や下流端は通常堤防よりも斜度がきつく整備されていることが多く、高規格堤防整備区間近傍は超過洪水等による堤防の決壊に対する安全性が向上するとは言えない。
P18	L6～L8	[周辺地域が水没した場合には、周辺住民等の緊急的な避難場所や、被災者の救助、緊急物資の輸送・供給など災害時の様々な活動の拠点となる] 「周辺地域が水没した場合には、周辺住民等の緊急的な避難場所や、被災者の救助、緊急物資の輸送・供給など災害時の様々な活動の拠点となる」を削除。避難場所としての面積や活動拠点としての面積が高規格堤防整備に要する面積に比べて非常に小さく、避難場所や活動拠点を特長とすることは不適当である。
P18	L9	[高規格堤防] [必要性や効果] 「高規格堤防が超過洪水による決壊を防ぐ、良好な都市空間・住環境を形成、避難場所や活動拠点となる、一部区間の整備でも安全性が向上する」という誤解に満ちた認識を関係住民や民間事業者等に植え付けてはならない。
P18	L13～L28	[b) 土地区画整理事業や河川事業等での種地の確保方策の検討] ○高規格堤防の整備にあたって、家屋等の移転を必要とする場合、現状では仮移転の後に本移転を実施するという形態により、二度の移転が必要となり、住民等の負担が大きい。このため、仮移転に伴う住民等の負担軽減のため、土地区画整理事業や河川事業等で土地(種地)を確保し、移転用に活用するなど、仮移転の解消につながる手法や仕組みを検討する。 ○高規格堤防整備等と連携した土地区画整理事業を予定している地区において、種地の確保について社会資本整備総合交付金等により支援する。 ○遊休地等の官有地を土地区画整理事業等における種地等として有効に活用することを検討する。 ○高規格堤防の既設堤防川裏法面用地について、道路・公園等だけでなく宅地等として利用するための取り扱い方策を検討する。 ○土地区画整理事業と連携した河川防災ステーション用地、堤防川裏法面用地等の取り扱い方策を検討する。]

		[] 内部をすべて削除。種地を用いた土地区画整理事業はその大原則である「照応」に相いれず、取るべき方策ではない。高規格堤防の堤防川裏法面用地の宅地利用および河川防災ステーション用地の取り扱いは付隨的な方策であり、高規格堤防整備をビジョンとして採用するべきではないことから削除が適当である。
P18	L30～L38	<p>[c) 川裏法面の宅地としての利用及び堤防天端道路の建築基準法上の道路としての活用方策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高規格堤防の既設堤防川裏法面用地を宅地等で利用することに加え、堤防天端道路（河川管理用通路）を活用することにより、より柔軟なまちづくりの検討が可能になる。 ○高規格堤防の既設堤防川裏法面用地について、道路・公園等だけでなく宅地等として活用するための取り扱い方策を検討する。【再掲】 ○堤防天端の河川管理用通路の取り扱いや堤防天端道路の建築基準法上の道路としての取り扱い方策等について検討する。] <p>[] 内部をすべて削除。高規格堤防特別区域だけでなく、堤防天端道路および堤防川裏法面用地も通常の土地利用に加えるというものであるが、河川整備基本方針および河川整備計画により設計変更を余儀なくされる河川区域を土地の通常利用に加えることは不適切である。</p>
P19	L1～L10	<p>[d) より効率的な事業制度や整備手法の検討（土地区画整理事業と高規格堤防事業の一体的実施等の連携方策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業と高規格堤防整備事業を同じ場所でタイミングを合わせて実施（共同事業方式）することにより高台まちづくりを実施してきている。両事業をより一体的に実施する連携方策や費用負担のあり方について検討する。 ○あわせて河川管理者以外による盛土工事が確実かつ円滑に実施されるよう、盛土工事のための基準等について整理する。 ○高規格堤防整備事業と一体的に実施する土地区画整理事業について、社会資本整備総合交付金等により支援する。] <p>[] 内部すべて削除。高規格堤防事業が本ビジョンと整合しないため、削除が適当。</p>
P19	L12～L17 L24～L31	<p>[②高規格堤防（国）、スーパー堤防（都）の整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりと連携し、堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐとともに良好な都市空間・住環境の提供や、災害時には緊急的な避難場所や活動拠点にもなる高規格堤防の整備を推進する。 ○高規格堤防の整備を推進するとともに、まちづくりと一体となった高規格堤防整備事業を新規展開する。] <p>[○高規格堤防の盛土を実施する際、建設発生土（河川浚渫・掘削土等）を活用した盛土材料としての改良技術等を検討・整理しつつ、建設発生土の有効活用に努める。また、軟弱地盤上の堤防整備における</p>

		<p>周辺地盤に影響を与えない圧密・排水促進の技術を検討・整理する。</p> <p>○建設発生土有効利用・適正処理に関する官民一体マッチング情報提供システムの活用など、国や都が連携して建設発生土の有効活用を進め、盛土に必要な土量の確保及び高規格堤防等への搬入促進を図るなど、高台化事業に向けた支援方策を検討する。]</p> <p>[] 内部すべて削除。高規格堤防整備事業が本ビジョンと整合しないため、削除が適当。</p>
P21	L32～ L33	<p>[堤防沿いに大規模な建築物等が建設されると、将来、高規格堤防等の整備による高台まちづくりが困難となる。]</p> <p>[] 内すべて削除。高規格堤防整備事業が本ビジョンと整合しないため、削除が適当。</p>
P21	L36～ L39	<p>[地方公共団体や住民、民間事業者等に対し、高規格堤防の施行の幅を周知し、認識の共有を図るため、関東地方整備局において、令和2年度より、河川整備計画に高規格堤防の施行の幅を縮尺1/25,000の図面に明示する。]</p> <p>[] 内すべて削除。高規格堤防の幅が高さの30倍であるというのは、越流水深限界が15cmであることに依拠しているため、その根拠が不十分極まりない。基本高水を含む河川整備方針や河川整備計画の見直しにより、計画堤防高が変更されれば、その幅も変更されることになるし、越流水深限界をより実効的な値に見直すことが起こればそれによってもその幅は大きく変化する。したがって、高規格堤防の施行の幅を周知することに意味がほとんど見当たらず、周知することは必要ではない。</p> <p>そもそも、治水対策として高規格堤防は不適切であり、1000年を見越したビジョンに取り込むことをしてはならない。</p>
P22	L3～ L4	<p>[高規格堤防の幅(30H区域)内で行われる建築行為や開発行為等を高台化する方向に誘導することを検討する。]</p> <p>「氾濫域での建築行為や開発行為等を高台化する方向に誘導する」は理解するが、「高規格堤防の幅(30H区域)内で行われる建築行為や開発行為等」に限定した表記は高規格堤防整備事業を誘致する目的を持つものであり、[] 内部すべてを削除が適当である。</p>
P22	L5～ L10	<p>[○民間事業者等が既設の堤防沿いで開発等を実施する場合は、高規格堤防整備との共同事業の実施が考えられるが、現状ではそれぞれが共同事業の意向を持ち、調整を開始した場合でも基本協定の締結までに最短1年程度の期間が必要となる。このため、「高規格堤防整備に係る共同検討協定」を積極的に活用するなどにより、柔軟な調整を進めることとする。]</p> <p>[] 内部すべて削除。民間事業者等が既設の堤防沿いで開発等を実施する場合に</p>

		高規格堤防整備との共同事業の実施は必須ではない。また高規格堤防整備事業が本ビジョンと整合しないため、削除が適当。
P22	L11～L14	[○既設の堤防から離れた場合で開発等を実施する場合、現状では、直ちに共同事業として高規格堤防を整備することは困難である。このため、国土交通省において、高規格堤防整備区域内において民間事業者が実施する盛土等に対する支援方策を検討する。] [] 内部すべて削除。一般民有地における高規格堤防整備の優先順位を上げようとする意図である。高規格堤防整備事業が本ビジョンと整合しないため、削除が適当。
P22	L15～L18	[○建設発生土有効利用・適正処理に関する官民一体マッチング情報提供システムの活用など、国や都が連携して建設発生上の有効活用を進め、盛土に必要な土量の確保及び高規格堤防等への搬入促進を図るなど、高台化事業に向けた支援方策を検討する。【再掲】] [] 内部すべて削除。高規格堤防整備事業が本ビジョンと整合しないため、削除が適当。
		以上